

佐渡市地域福祉計画

～健やかで思いやりの
あふれるまちづくり～



平成20年3月
佐 渡 市

はじめに



近年、地域社会における隣人関係の希薄が問題となっております。このような社会状況の中で、地域社会の連帯意識を高め、地域住民が共に支え合い、助け合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていくことが重要となってきております。

佐渡市では、地域福祉計画の策定にあたり市民のニーズを十分に把握し、それらをこの計画に反映するため学識経験者や市民で構成する「佐渡市地域福祉計画策定委員会」を設置し、市民アンケート調査などの実施により、本市の現状と課題を的確に捉えることに努め、寄せられた数多くの意見を踏まえながら検討を重ね計画策定を進めてまいりました。

この計画では「健やかで思いやりのあふれるまちづくり」を基本理念として掲げ、この基本理念を実現するため、4つの「基本目標」を柱に、具体的な施策や取り組みを示していますが、各項目を「地域の取り組み」、「事業者等の取り組み」、「市の取り組み」に分け、それぞれの施策の方向性を示すことで、それぞれの立場や役割を認識しつつ、お互いに協働し合うことによって「誰もが安心して暮らせる社会づくり」を目指しております。

多くの市民の皆さまから、この計画の主旨、理念をご理解いただき、思いやりと共助の精神をもって、「健やかで思いやりのあふれるまちづくり」の推進に参画していただければ幸いです。

最後に、この計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見や提言を賜りました佐渡市地域福祉計画策定委員の皆さまをはじめ、関係各位に対しまして厚くお礼申し上げます。

平成20年3月

佐渡市長 高野 宏一郎

目次

第1章 計画の概要	1
1. 地域福祉計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画策定の体制.....	4
5. 地域福祉計画に関するアンケート調査の実施	4
第2章 佐渡市の地域福祉を取り巻く現状	5
1. 人口構造.....	5
(1)人口の推移	5
(2)出生の状況	7
(3)要介護認定者の状況.....	8
(4)障がい者の状況.....	9
2. 世帯の状況.....	10
3. 子ども等の状況.....	12
(1)児童福祉施設等の状況	12
(2)小・中学校の児童・生徒数と学級数の推移	13
4. 福祉施設等の状況	14
(1)高齢者福祉基盤整備の状況	14
(2)障がい者福祉施設の状況	15
5. 産業別就業の状況	15
6. 民生委員・児童委員の状況	16
7. 健康推進員の状況	17
8. ボランティアの状況.....	17
第3章 計画の理念と目標	18
1. 基本理念と基本目標.....	18
2. 施策の体系	19
第4章 地域福祉施策の展開	20
1. 地域を支える人づくり.....	22
(1)支えあい意識の向上	24
(2)ボランティア・地域活動の促進.....	27
(3)地域福祉を推進する人材の育成・確保.....	28
2. 地域での暮らしを支えるまちづくり	29
(1)情報提供体制の充実	30
(2)相談体制の充実.....	31
(3)福祉サービスの利用の推進.....	33

3. 地域での協働によるしくみづくり.....	36
(1) 行政、地域住民、関係団体等の連携.....	37
(2) 福祉サービスネットワークの構築.....	38
(3) 自治会活動等への支援.....	39
4. 地域で誰もが安心して暮らせるまちづくり.....	40
(1) 高齢者や障がい者等へ配慮した安心なまちづくりの推進.....	41
(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進.....	44

第5章 計画の推進体制 46

1. 計画の普及・啓発.....	46
2. 市民等と協働による推進.....	46
3. 庁内の推進体制.....	46
4. 計画の進行管理と評価.....	46

資料編 47

1. 佐渡市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	47
2. 佐渡市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	48
3. 佐渡市地域福祉計画策定委員会審議経過.....	48
4. アンケート調査結果.....	49

第1章 計画の概要

1. 地域福祉計画策定の背景と趣旨

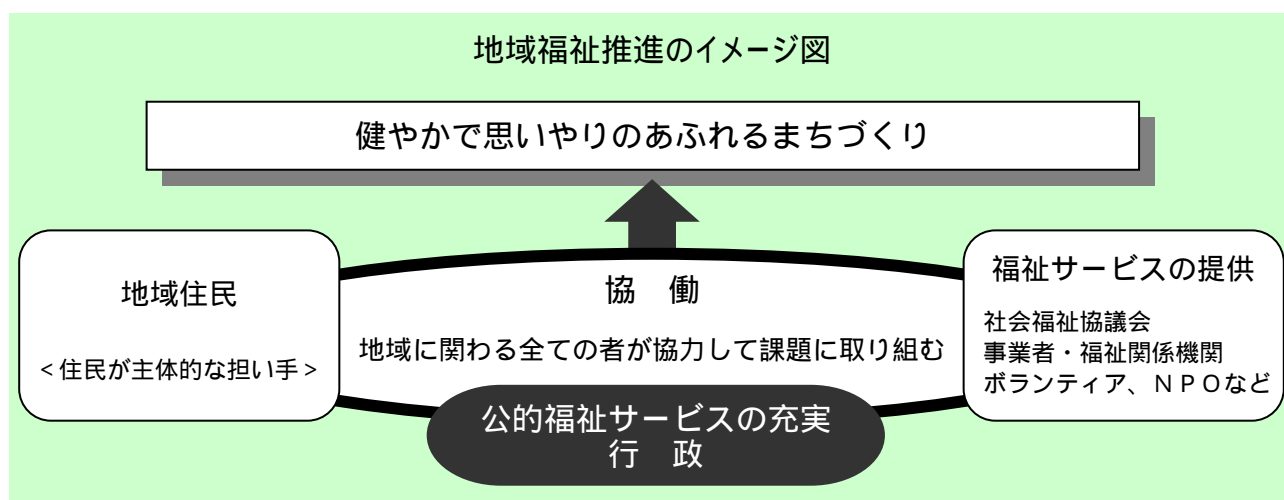
今日の地域社会では少子高齢化や世帯の少人数化が進み、また社会経済の変化による生活不安とストレスの増大などから、様々な生活上の課題や問題を抱えた家族が増えています。さらに、市民の生活スタイルは多様化し地域でのつきあいが希薄になるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような社会状況の中で、個々の家庭の問題や課題を地域全体の課題として捉え、地域住民と福祉行政、さらには福祉事業者等が地域の中で一緒になってその解決に取り組んでいくことが必要となっています。

平成12年に施行された社会福祉法では、第107条において「市町村地域福祉計画」について規定し、地域福祉を推進するための計画や事業に対して、市民、行政、社会福祉協議会（社協）、各種団体が協働して必要なサービスの内容や量を確保し提供する体制を整備することとしています。

『佐渡市地域福祉計画』は、誰もが安心して地域に住み続けられるように、市民一人ひとりが自立しながら、お互いに地域で助けあい、市民と行政、事業者、ボランティア、NPO、各種団体等の協働により、必要なサービスを受けることができる地域社会づくりを進めていくものです。

地域福祉は自発的に活動するという、ボランティア、NPO、各種団体等の市民活動を抜きにしては成り立たなくなっています。そのため、地域の様々な団体や組織が連携するだけでなく、一人でも多くの市民が活動に参加できるよう計画策定を行いました。



ボランティア

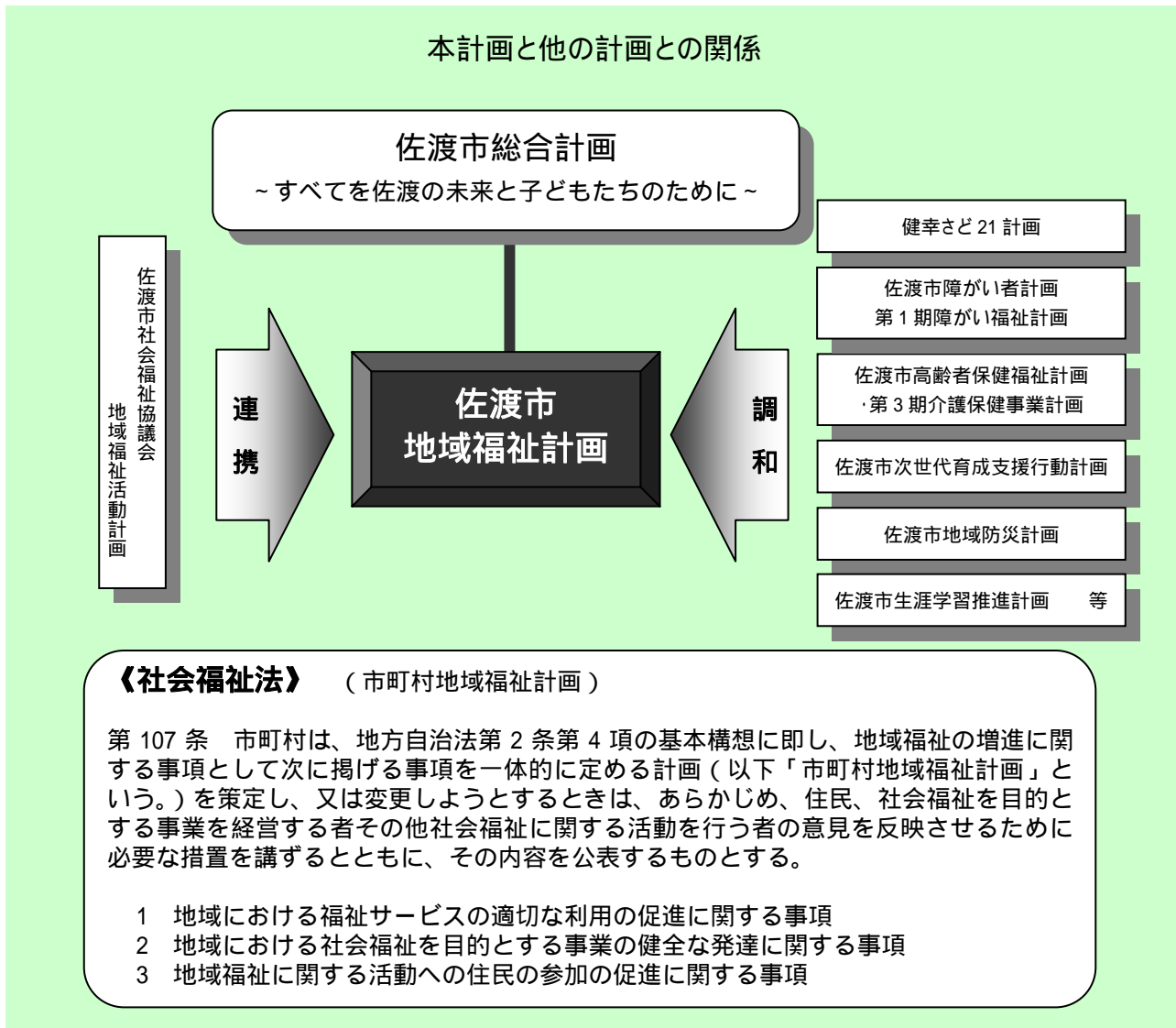
自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

NPO

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「佐渡市総合計画」に基づく方針や施策と、各福祉分野の個別計画との整合性を図りながら、地域住民主体のまちづくりやより多くの住民参加を基本とする視点を持った計画で、社会福祉法の第107条に基づく地域福祉計画です。



計画における『地域』の考え方

地域福祉の理念や施策を展開する「地域」の範囲については、取り組みの内容により様々な形態が考えられます。本計画における「地域」の範囲は、基本的に佐渡市全域を対象としていますが、市民の生活に最も身近な範囲といえる近隣や町内、小学校区、中学校区、支所など、地域での生活課題への取り組み内容や地域の実情にあわせ、最も効果的な範囲において柔軟に対応していきます。

〈 国が示した「地域福祉」の考え方 〉

一人ひとりの国民への訴え

とかく、これまでの社会福祉は、行政から地域へ上から下への給付という形をとってきたといわれている。しかし、これからは、個人の尊厳を重視し、対等の原理に基づき、国民全てにとっての福祉として、かつ、国民全体で支える社会福祉に変わっていかなければならない。そのためには福祉に対しての国民全体の理解と支援、つまり参加と行動が不可欠なのである。

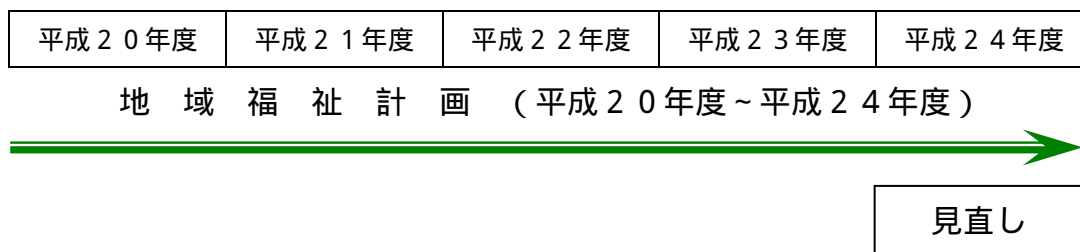
この際、一人ひとりの国民に対して、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスという他人事とするのではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での幸せを向上させるための地域住民共通の課題に取り組むための仕組みとしてとらえなおし、新しい生活上の課題に自発的、積極的に取り組んでいただけるよう訴えたい。また、福祉を、単に特定の人に対する税金の投入と考えるのではなく、むしろ福祉を通じて地域を元気にし経済をも活性化させるものとして積極的な視点でもとらえていただけるよう強く訴えたい。

社会保障審議会福祉部会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの国民への訴え）」からの抜粋

3. 計画の期間

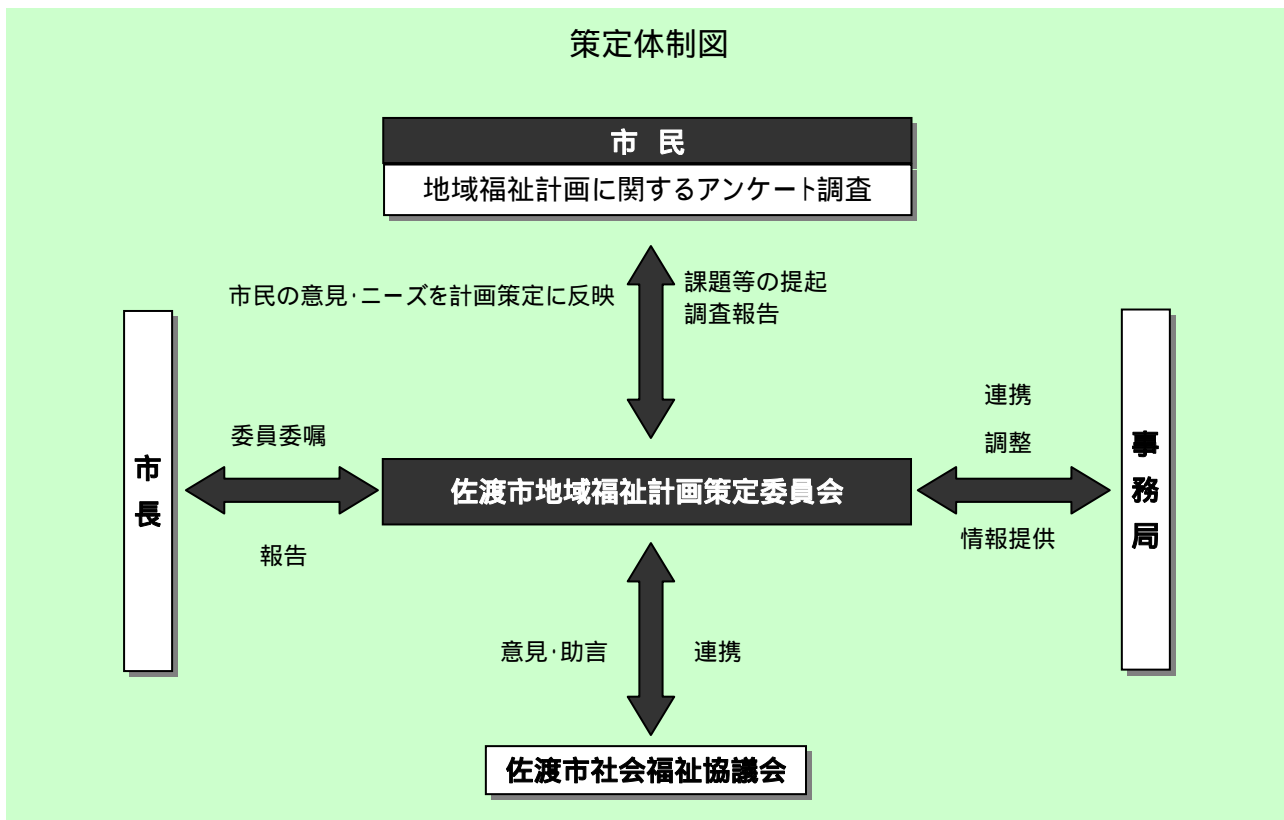
本計画は、平成20年度から平成24年度までの5ヵ年計画とします。

なお、社会環境の変化や関連計画の改定等により、本計画の見直しの必要性が生じた場合には、適宜見直すこととします。



4. 計画策定の体制

計画の策定にあたり市民のニーズを十分に把握し、それらを計画に反映することが必要であるため「佐渡市地域福祉計画策定委員会」を設置し、市民アンケート調査などの実施により、市民参加による計画策定を行いました。



5. 地域福祉計画に関するアンケート調査の実施

佐渡市地域福祉計画策定のための基礎資料として、市民の意見を計画に反映することを目的に 3,000 人を対象に調査を実施しました。地域福祉計画は地域社会の力を活用しながらつくりあげていこうとする計画です。そのため、市民の福祉に対する意識やニーズ、助けあい、福祉活動の状況、地域の生活課題やそれを解決するための必要なサービスの内容など明らかにするために調査を実施しました。

アンケート調査結果は「資料編」P49 から記載しています。

アンケート調査結果の市への要望（自由意見）の一部を「第4章 地域福祉施策の展開」の《現状と課題》の部分に自由意見（市民の声）として記載しています。

第2章 佐渡市の地域福祉を取り巻く現状

1. 人口構造

(1) 人口の推移

佐渡市の人口は平成19年10月1日の人口は67,251人となっています。年齢階層別にみると、0～14歳の階層は昭和55年の15,988人から平成19年には7,632人となり大幅な減少となっています。また、15～64歳の階層においても減少しています。逆に65歳以上では増加し、高齢化率は平成19年で35.2%となっています。

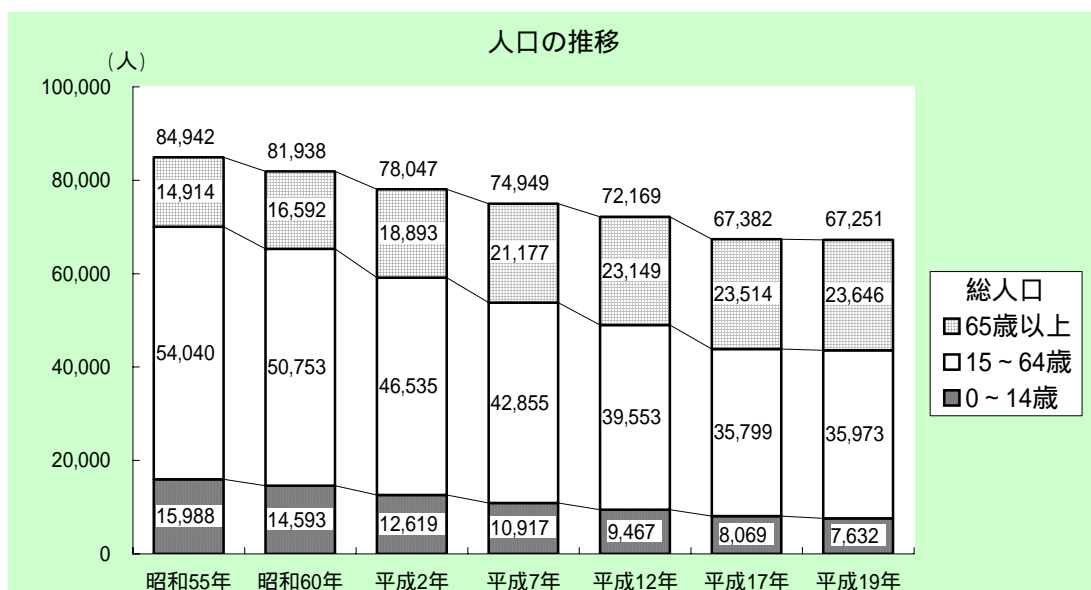
年齢階層別 人口の推移

単位:人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成19年
0～14歳	15,988 (18.8%)	14,593 (17.8%)	12,619 (16.2%)	10,917 (14.6%)	9,467 (13.1%)	8,069 (12.0%)	7,632 (11.3%)
15～64歳	54,040 (63.6%)	50,753 (61.9%)	46,535 (59.6%)	42,855 (57.2%)	39,553 (54.8%)	35,799 (53.1%)	35,973 (53.5%)
65歳以上	14,914 (17.6%)	16,592 (20.2%)	18,893 (24.2%)	21,177 (28.3%)	23,149 (32.1%)	23,514 (34.9%)	23,646 (35.2%)
総人口	84,942 (100%)	81,938 (100%)	78,047 (100%)	74,949 (100%)	72,169 (100%)	67,382 (100%)	67,251 (100%)

資料:国勢調査

平成19年は住民基本台帳10月1日現在



地域別人口の推移

単位:人

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成19年
両津	20,412	19,432	18,430	17,394	15,965	16,029
相川	11,891	11,121	10,330	9,669	8,601	8,421
佐和田	10,613	10,108	10,134	10,343	9,966	9,805
金井	7,907	7,509	7,359	7,278	7,088	7,032
新穂	5,212	4,964	4,778	4,559	4,243	4,325
畑野	5,944	5,611	5,453	5,362	4,965	5,057
真野	6,913	6,709	6,371	6,134	5,943	5,908
小木	4,428	4,210	4,062	3,858	3,547	3,540
羽茂	5,105	4,905	4,690	4,455	4,125	4,148
赤泊	3,514	3,492	3,342	3,121	2,943	2,986
総人口	81,939	78,061	74,949	72,173	67,386	67,251

資料: 国勢調査

平成19年は住民基本台帳10月1日現在

地区別人口の推移



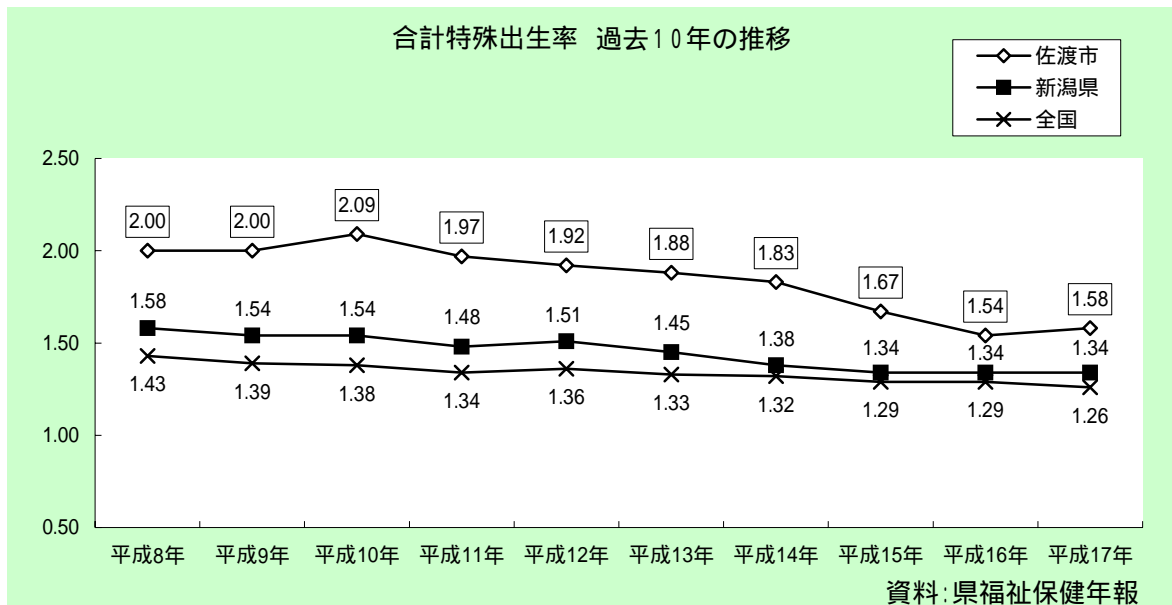
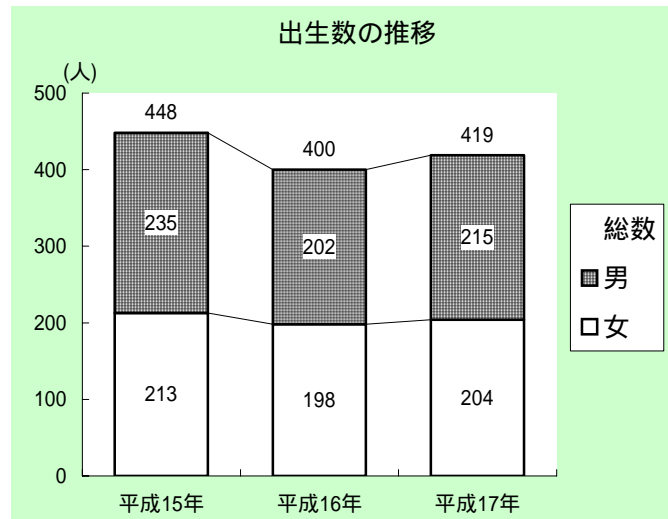
(2) 出生の状況

平成17年の出生数は419人となっており、平成15年から比較すると29人の減少となっています。

合計特殊出生率は、平成17年で1.58となっており、新潟県、全国平均よりも高く推移しています。

平成15年	総数	448
	男	235
	女	213
平成16年	総数	400
	男	202
	女	198
平成17年	総数	419
	男	215
	女	204

資料: 県福祉保健年報



資料: 県福祉保健年報

合計特殊出生率

1人の女子が生涯に生む子供の数を近似する指標。

(3) 要介護認定者の状況

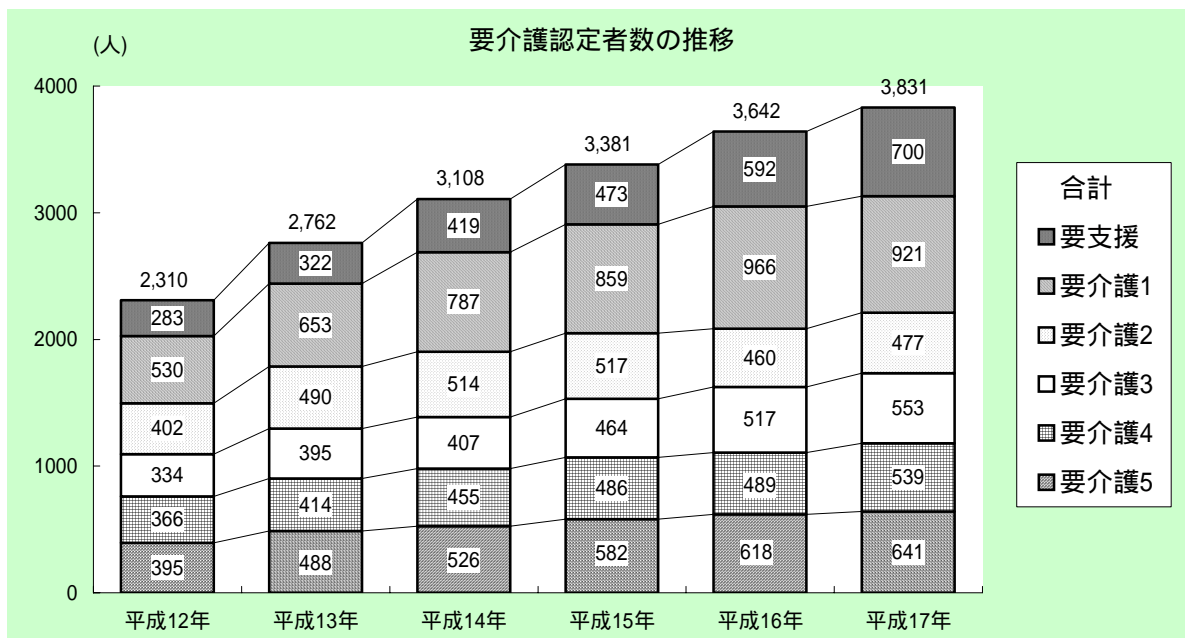
要支援・要介護認定者は増加しており、平成12年の2,310人から平成19年には4,129人となっており、年々増加傾向となっています。介護度別でみると、要介護1・要介護2を除く介護度で増加しています。中でも要支援と要介護5の人が平成12年から平成19年で大きく増加しています。

要介護認定者数の推移

単位:人

区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
要支援	283	322	419	473	592	700	経過的要介護	
							234	
							要支援1	要支援1
							362	475
要支援2	要支援2							
							321	475
要介護1	530	653	787	859	966	921	714	564
要介護2	402	490	514	517	460	477	558	616
要介護3	334	395	407	464	517	553	552	633
要介護4	366	414	455	486	489	539	532	600
要介護5	395	488	526	582	618	641	737	766
合計	2,310	2,762	3,108	3,381	3,642	3,831	4,010	4,129

資料:介護保険事業報告により
各年10月現在



平成18年・19年については制度変更により、要介護度区分が異なるためグラフ表示をしていません。

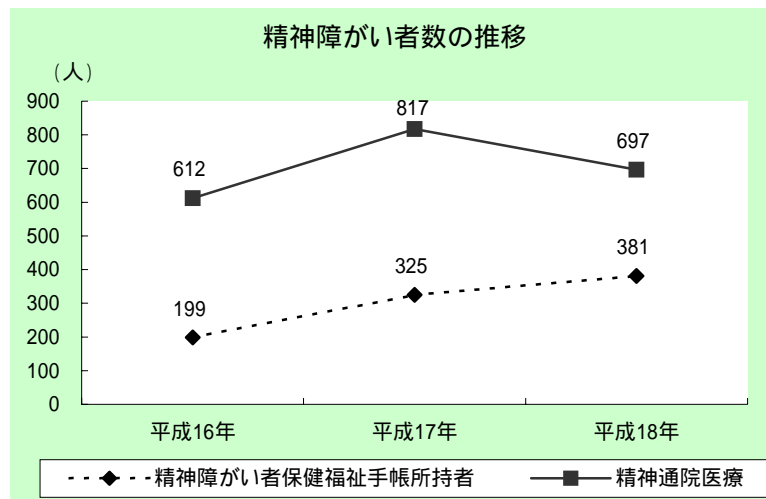
(4) 障がい者の状況

身体障がい者（児）と知的障がい者（児）の人数は、ほぼ横ばいに推移していますが、精神障がい者の精神障害者保健福祉手帳 所持者は増加傾向にあります。

障がい者（児）数の推移 単位：人

		平成16年	平成17年	平成18年
身体障がい者（児）		3,523	3,223	3,537
知的障がい者（児）		442	430	440
精神障がい者	手帳所持者	199	325	381
	精神通院医療	612	817	697

資料：「県福祉保健年報」「佐渡市の福祉・保健・医療」
各年4月1日現在



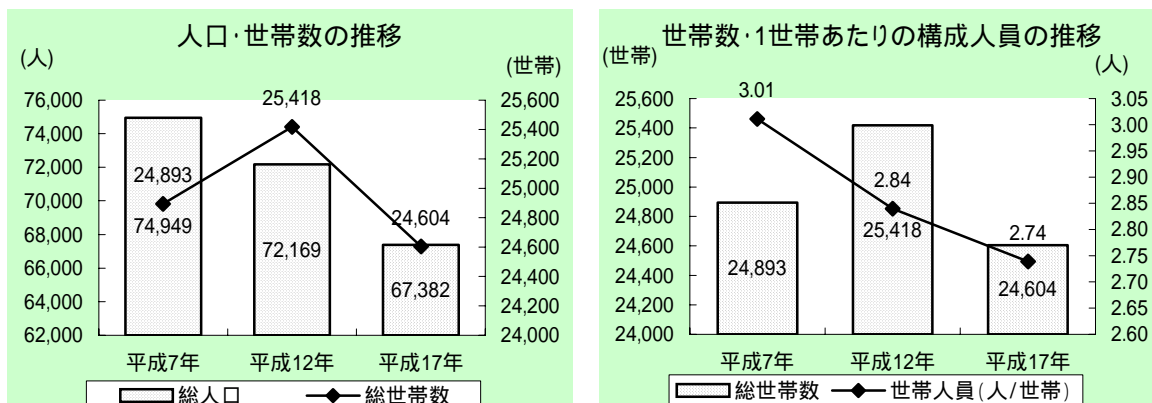
精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人で、精神障がいのため長期にわたり日常生活への制約がある人に対し、本人からの申請に基づいて交付される手帳。

2. 世帯の状況

総世帯数は平成12年には増加したものの、平成17年には24,604世帯で、平成7年の世帯数と比較すると289世帯の減少となっています。また、一世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しています。一方では、高齢単身世帯・高齢者夫婦世帯・65歳以上の親族がいる世帯、母子・父子世帯は増加となっています。

高齢単身世帯をみると平成7年には減少したものの、増加の傾向にあり、新潟県平均・全国平均と比べて高い割合を推移しています。

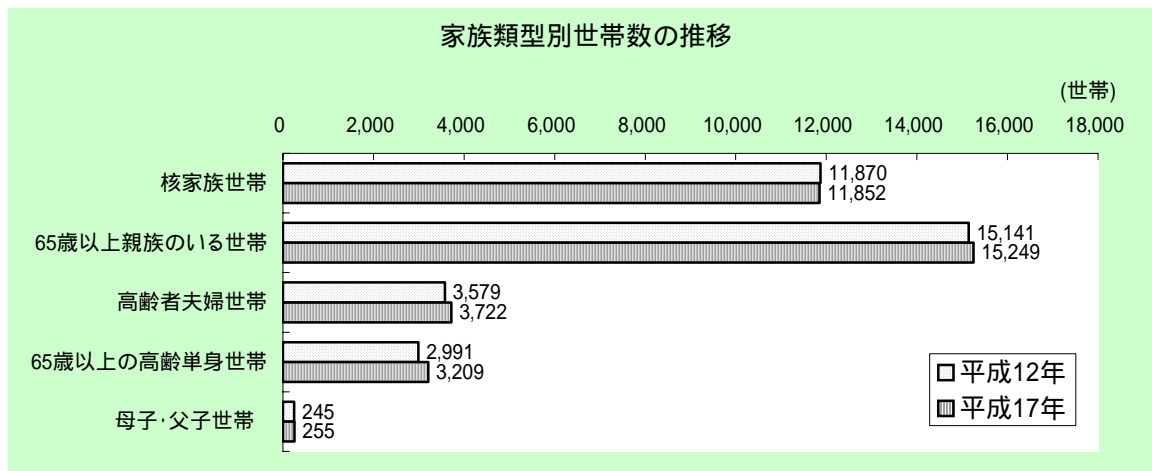


資料：国勢調査

家族類型別世帯数の推移 単位：世帯

	平成12年	平成17年
核家族世帯	11,870	11,852
65歳以上親族のいる世帯	15,141	15,249
高齢者夫婦世帯	3,579	3,722
65歳以上の高齢単身世帯	2,991	3,209
母子・父子世帯	245	255

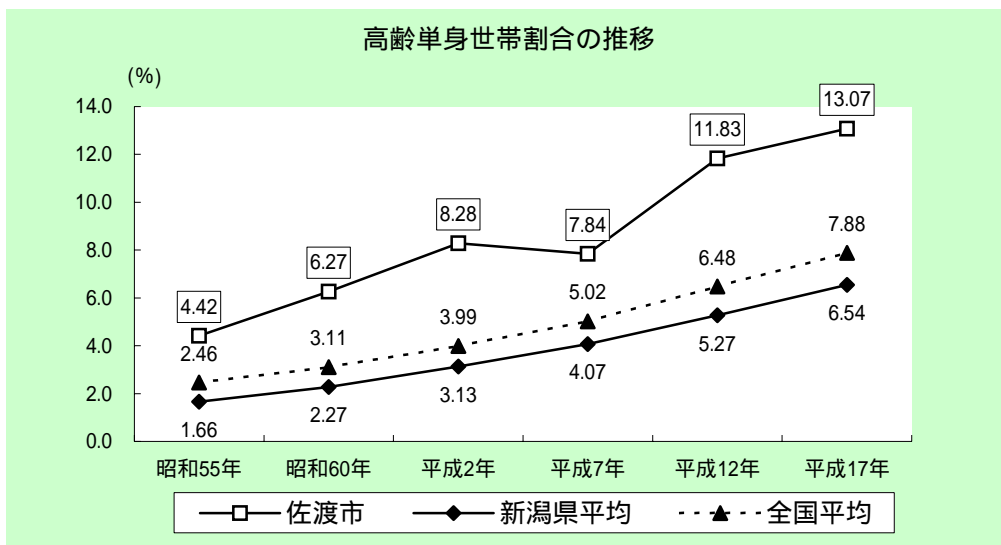
資料：国勢調査



高齢単身世帯割合の推移 単位：%

年度	佐渡市	新潟県平均	全国平均
昭和55年	4.42	1.66	2.46
昭和60年	6.27	2.27	3.11
平成2年	8.28	3.13	3.99
平成7年	7.84	4.07	5.02
平成12年	11.83	5.27	6.48
平成17年	13.07	6.54	7.88

資料：国勢調査



3. 子ども等の状況

(1) 児童福祉施設等の状況

児童福祉法等に基づく施設整備の状況です。

児童福祉施設等の状況

地域	保育所		事業所内保育所		認可外保育所施設数
	施設数	定員	施設数	定員数	
両津	12	600	-	-	1
相川	5	230	-	-	-
佐和田	4	330	1	18	-
金井	5	365	-	-	-
新穂	1	150	-	-	-
畑野	4	205	-	-	-
真野	2	200	-	-	-
小木	1	90	-	-	-
羽茂	1	120	-	-	-
赤泊	2	120	-	-	-
佐渡計	37	2,410	1	18	1

地域	幼稚園施設数	母子生活支援施設		子育て支援センター	児童館
		施設数	定世帯数		
両津	1	-	-	-	1
相川	1	-	-	1	-
佐和田	1	-	-	-	-
金井	-	1	8	2	-
新穂	-	-	-	1	-
畑野	-	-	-	-	1
真野	-	-	-	-	-
小木	1	-	-	1	-
羽茂	-	-	-	-	-
赤泊	-	-	-	-	-
佐渡計	4	1	8	5	2

保育所には「へき地保育所」を含む。

資料：社会福祉課
平成19年4月1日現在

	地区	名 称
子育て支援センター	相川	たかち保育園地域子育てセンター
	金井	金井新保保育園地域子育てセンター
	金井	平泉地域子育てセンター「ひまわり」(私立平泉保育園内)
	新穂	地域子育てセンター「トキっ子ひろば」
	小木	小木子育て支援センター(小木子どもセンター内)
学童保育(児童クラブ)	相川	相川児童クラブ(相川小学校内)
	佐和田	佐和田児童クラブ(東大通会館内)
	金井	金井児童クラブ(子ども会館内)
	新穂	新穂児童クラブ(旧大野保育園内)
	畑野	後山児童クラブ(後山小学校内)
	真野	真野児童クラブ(真野体育館内)
	小木	小木児童クラブ(小木子どもセンター内)
児童館	両津	ちのわの家
	畑野	畑野児童館
ファミリーサポートセンター	両津	社会福祉協議会

資料: 社会福祉課
平成19年4月1日現在

(2) 小・中学校の児童・生徒数と学級数の推移

少人数学級により学級数は平成13年から14年にかけてやや増えましたが、児童・生徒数の減少に伴い減少しています。

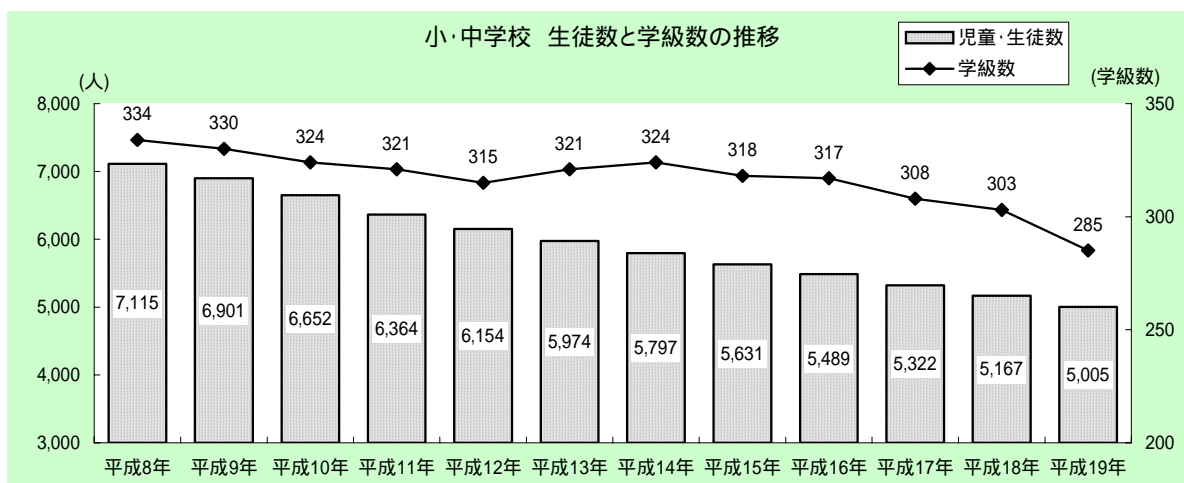
小・中学校 生徒数と学級数の推移

年度	児童・生徒数	学級数
平成8年	7,115	334
平成9年	6,901	330
平成10年	6,652	324
平成11年	6,364	321
平成12年	6,154	315
平成13年	5,974	321
平成14年	5,797	324
平成15年	5,631	318
平成16年	5,489	317
平成17年	5,322	308
平成18年	5,167	303
平成19年	5,005	285

資料: 学校基本調査

ファミリーサポートセンター

「育児の援助を受けたい(依頼会員)」・「育児の援助を行う(提供会員)」という会員同士で育児の援助を行う地域の子育て支援のシステム。



4. 福祉施設等の状況

(1) 高齢者福祉基盤整備の状況

老人福祉法及び介護保険法に基づく、施設サービス基盤の整備状況です。

【介護保険関連】

訪問介護	デイサービス	ショートステイ	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設			
事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	利用定員	事業所数	利用定員	事業所数	利用定員
11	17	7	6	415人	3	320人	1	25床

資料：「佐渡市の福祉・保健・医療」
平成19年4月1日現在

【その他】

地域包括支援センター	在宅介護支援センター	老人センター	高齢者センター	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	高齢者共同生活住宅			
施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	利用定員	施設数	利用定員		
4	10	2	1	1	100人	1	50人	1	6人

資料：「佐渡市の福祉・保健・医療」
平成19年4月1日現在

- ・高齢者センター(高齢者生活福祉センター) = 生活支援ハウス
- ・老人センター = 老人福祉センター
- ・ショートステイ = 短期入所生活介護施設

(2) 障がい者福祉施設の状況

障がい者福祉施設の整備状況です。

障がい者福祉施設の状況

施設名	箇所数	定員
知的障害者通所授産施設	1	30人
知的障害児施設	1	50人
知的障害者入所更生施設	2	100人
知的障害者通所更生施設	1	19人
身体障害者療護施設	1	10人
心身障害者通所作業所	1	10人
精神障害者小規模通所授産施設	1	19人
地域活動支援センター	3	50人
グループホーム・ケアホーム	3	18人
生活介護・生活訓練施設	1	20人

資料: 社会福祉課
平成19年4月1日現在

5. 産業別就業の状況

就業人口は、昭和55年から平成17年までに12,383人減少しています。産業別では、第2次産業・第3次産業は概ね横ばいですが、第2次産業の近年は減少を示しています。第1次産業は減少傾向にあります。近年はゆるやかな減少となっています。

産業別就業人口の推移

単位: 人

年度	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計
昭和55年	18,361	9,605	20,694	48,660
昭和60年	15,614	10,009	20,180	45,803
平成2年	12,905	10,278	20,557	43,740
平成7年	11,004	9,970	21,572	42,546
平成12年	8,803	9,911	20,696	39,410
平成17年	8,789	7,777	19,711	36,277

資料: 国勢調査

第1次産業

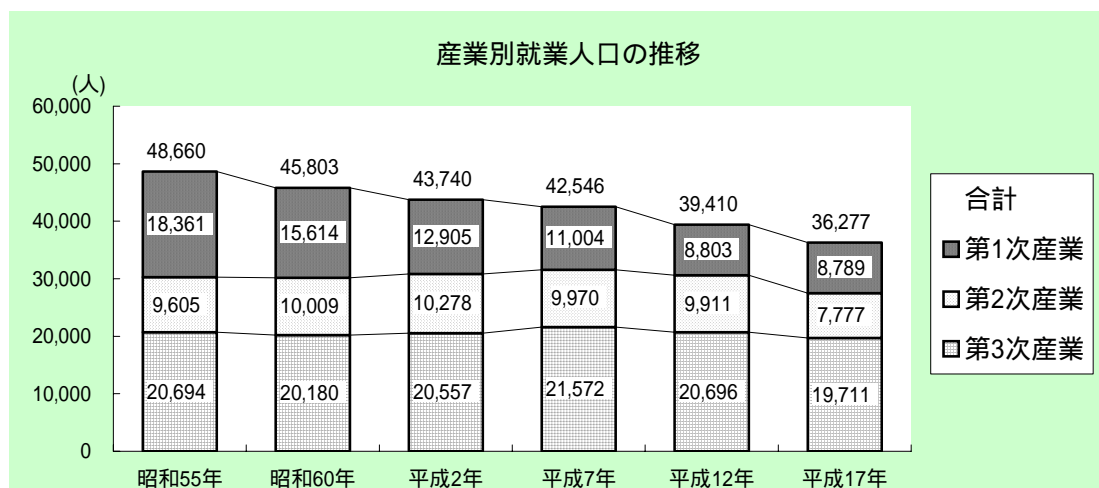
農業・林業・漁業などの産業をいう。

第2次産業

鉱業・建設業・製造業などが含まれる。

第3次産業

商業・運輸通信業・金融業・公務、その他のサービス業が含まれる。



6. 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて、市民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。主な職務は、市民の生活実態の把握、要援護者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力です。

佐渡市では、平成19年度現在217名の民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しています。また相談件数は、平成18年度において9,839件となっており、内容は下表の通りです。

地区別民生委員・児童委員及び主任児童委員数

地区	民生委員・児童委員	主任児童委員
両津	中	14
	東	13
	北	15
相川	33	2
佐和田	28	2
金井	20	1
新穂	14	1
畑野	16	1
真野	17	1
小木	10	1
羽茂	12	1
赤泊	9	1
合計	201	16

資料: 社会福祉課
平成19年12月1日現在

相談件数

内容	件数
高齢者に関すること	5,542
障がい者に関すること	894
子どもに関すること	1,848
その他	1,555
計	9,839

資料: 社会福祉課
平成18年度

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱に基づいて、各市町村の一定地区を担当する区域担当や、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員として相互に連携を図り、地域福祉・児童福祉の増進を図るために相談・援助活動を行う。

7. 健康推進員の状況

地域に密着した、健康づくり・母子保健活動を行っています。

佐渡市健康推進協議会

地 区	会員数
両津支部	75
相川支部	59
佐和田支部	61
金井支部	50
新穂支部	21
畑野支部	33
真野支部	34
小木支部	36
羽茂支部	41
赤泊支部	24
計	434

資料：保健医療課
平成19年度

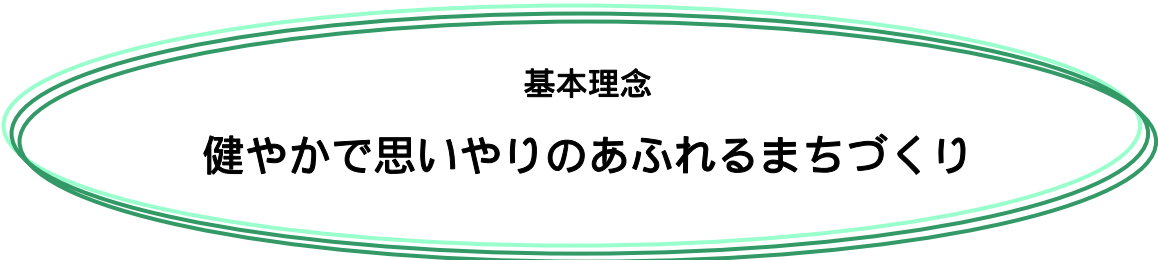
8. ボランティアの状況

本市におけるボランティア活動の登録数は、平成18年度で105団体4,704人、個人が127人となっています。活動内容は定期的に高齢者世帯等を訪問し、声かけなど様々な活動が行われています。

第3章 計画の理念と目標

1. 基本理念と基本目標

地域福祉は、市民相互の助け合いが重要となってきました。そのため、基本理念と基本目標を掲げ、その実現に向けた地域福祉を推進していくための基本的な考え方を定めます。



基本目標

- 1 地域を支える人づくり
.....
高齢者や障がい者、子育て中の家族などが地域で安心した生活を送ることができるよう、全ての市民がお互いを尊重し思いやり、共に暮らせる地域社会を目指します。

- 2 地域での暮らしを支えるまちづくり
.....
地域における生活課題やニーズに適切な対応が行えるよう、多様なネットワークを構築し、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

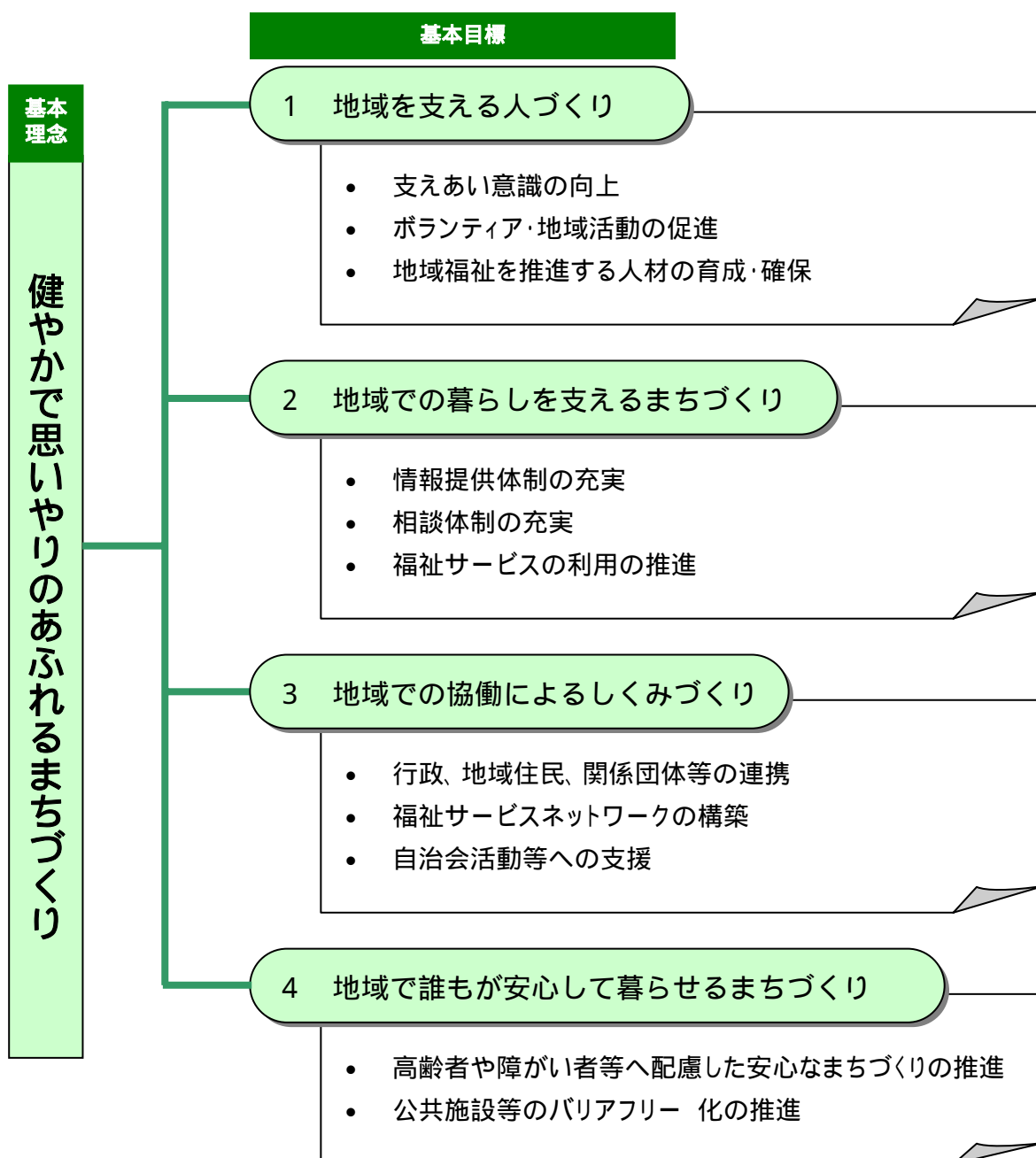
- 3 地域での協働によるしくみづくり
.....
市民一人ひとりがまちづくりに積極的に取り組みながら、地域で共に助け合い、支えあえる地域社会を目指します。

- 4 地域で誰もが安心して暮らせるまちづくり
.....
全ての市民が安全・安心して暮らすことができるような環境づくりを目指します。

ネットワーク
個々の人のつながり。特に、情報の交換を行うグループ。

2. 施策の体系

本計画においては以下の通り各施策を体系化し、『健やかで思いやりのあふれるまちづくり』を目指し、施策の基本的方向性を示しています。



バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。

第4章 地域福祉施策の展開

地域福祉の推進については

地域福祉の目的を実現するためには、実施体制や地域福祉推進の役割が重要となってきます。地域住民の全てが地域の課題や地域で生活する要援護者に関心を持ち、日常生活を通じて生活課題を見つけていく環境が必要です。その生活課題を解決するため、サービス等につなぐコーディネート*のできる人材が求められています。

また、多様な生活課題に対応できるサービス提供体制が必要であるとともに、可能な限り地域で完結できる体制が必要となってきています。

このようなことから、市民、ボランティア、NPO、活動団体、事業者等、行政が相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって協働で地域福祉を推進していきます。

◆ 市民の役割 ◆

市民一人ひとりが地域福祉に対する認識や理解を深め、市民自身が福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。地域活動やボランティア活動など主体的に参加することが求められています。

◆ 事業者等の役割 ◆

福祉サービス等を提供する事業者等は、利用者の自立支援に努め、サービスの質の確保、利用者保護、情報提供・公開、他関係機関との連携も必要です。

また、地域における事業者としての責任を果たしながら、市民の多様なニーズに積極的に応えることや、地域住民への協力を主体的に取り組むことが期待されています。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられています。本計画を推進するためには、地域福祉活動への市民参加の促進をはじめ、今後策定する「地域福祉活動計画」の推進、民間福祉団体の先導役として、各分野で大きな役割を担うことが期待されています。

◆ 市の役割 ◆

市は、地域福祉の目的を実現するため、地域の実態や市民ニーズを把握します。市民の自主的な地域福祉活動が促進されるよう、情報提供や関係機関との連携を支援するとともに、交流機会等の確保に努め、各施策を進めるため市民、事業者、ボランティア、NPO、団体、社会福祉協議会等と協働して総合的に推進します。

コーディネート
物事を調整し、まとめること。

地域福祉を推進するため、基本目標及び施策ごとに取り組みの方向性をそれぞれ示しています。

地域の取り組み

地域住民一人ひとりに求められる取り組みの方向性を示しています。

事業者等の取り組み

事業者等：サービス事業者、企業、社会福祉協議会、自治会、団体、ボランティア、NPOなどに求められる取り組みの方向性を示しています。

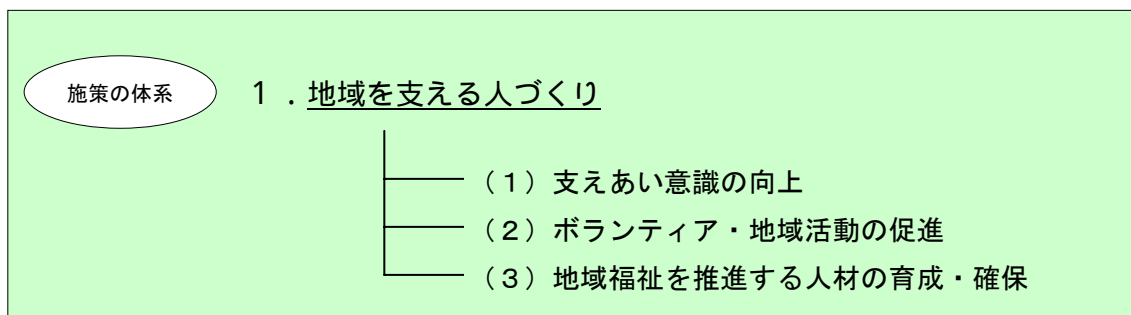
市の取り組み

行政施策の具体的な方向性に基づく主な施策を示しています。



基本目標

1. 地域を支える人づくり



《現状と課題》

少子・高齢化社会や核家族化がより進行している中、地域社会における連帯意識が希薄化しています。希薄化は市民の孤立や地域社会の機能の喪失も考えられます。

このような状況を踏まえ、地域における交流を重視し、市民相互の関心や理解を深めていくことで、地域コミュニティー※づくりを推進する必要があります。さらに、高齢者や障がい者支援、子育て支援、健康づくり、まちづくりなどボランティア活動も様々な分野で活動していますが、新たなボランティアの育成やボランティアと地域の組織活動等との連携をより強化していくことが求められています。

アンケート調査結果では、『困ったとき、同居の家族以外に近所で頼れる人はいますか。』の回答では「頼れる人がいない」が14.8%となっており、困りごとの解決も容易ではないようです。

地域活動については約7割の人が活動経験者となっています。

また、ボランティア活動についても半数以上の人が活動経験者となっています。

今後は、市民相互の助けあい・支えあい意識を育む広報や啓発活動を充実するとともに、学校や地域における福祉教育やボランティア体験の機会を促進します。

コミュニティー

居住地域を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。

▶▶自由意見（市民の声）

- ・地域の横のつながりが希薄となっているので、団塊世代等を巻き込み、それぞれの地域性を出し、つくっていってもらおう。
- ・市民同士が支えあえる基盤や仕組みづくり支援。
- ・地域のリーダーを養成して、その人がリーダーとなり地域の助けあい、支えあいを進める。そして、リーダーなくとも助けあい、支えあう地域づくりができれば良いと思います。
- ・わずかな時間でも利用して、誰もが参加しやすいボランティア活動ができる窓口を用意していただけると、やってみようかな、と思う人が増えてくるのではないかと。
- ・いきいきサロンの充実。子どもたちからも参加してもらって世代間交流。
- ・高齢化になった今でも元気な人がいますので、ボランティアの必要性等を訴えて良いことだと思います。
- ・高齢者施設入所者の生きがいや楽しみを増やすためのボランティア活動の支援。
- ・スポーツ、芸術を通して地域住民の交流をもってもらおう。（大会だけでなく、練習も行う。）
- ・行っている地域もあると思うが、地域ごとの話しあいをもう少し進んでやったほうが良いと思う。その場合、大人だけではなく、子どもからお年寄りまで参加してもらい、意見を出してもらおうのも良いかと思います。
- ・子どもからお年寄りまでいつでも自由に集まれる施設をつくったら良いと思う。
- ・お年寄りは積極的に外に出て、明るい気持ちを持つことが大事だと思います。そこで健康づくりや、生きがい、支えあいが身をもって生まれてくるものだと思います。集まりの場が大切だと思います。
- ・地域の人々が互いにふれあえる場をつくってほしい。

※アンケート調査結果の市への要望（自由意見）の一部を「第4章 地域福祉施策の展開」の《現状と課題》の部分に自由意見（市民の声）として記載しています。

(1) 支えあい意識の向上

① 市民意識の高揚と参加の促進

少子・高齢社会に対応していくためには、広く市民一人ひとりの相互理解を図っていく必要があります。そのため、特にこれからの社会を担う子どもたちに対する福祉教育だけでなく、生涯を通じての学習の機会を確保するとともに参加を促進します。

地域の取り組み

- ・ひとり暮らし高齢者等には声かけをしましょう。
- ・高齢者や障がい者等が主体的に地域活動に参加できるよう、地域の中で呼びかけ、理解を深めていきましょう。
- ・高齢者や障がい者等とコミュニケーション※を図る機会をつくりましょう。
- ・近隣とのつきあいを大切にし、助けあいを行うように心がけましょう。

市の取り組み

- ・広報での地域福祉活動の紹介
- ・地域との出前講座、情報交換
- ・高齢者ふれあいサロンの促進
- ・生涯学習・講座等による意識啓発・普及
- ・ホームページによる計画の周知や取り組み状況に関する情報提供

事業者等の取り組み

- ・社会的援護を必要とする人々の自立支援に協力しましょう。
- ・高齢者や障がい者等の雇用促進など、福祉のまちづくりに協力しましょう。
- ・ボランティア連絡協議会、NPO、活動団体との協力・連携を図りましょう。

コミュニケーション

人間が互いに意思・感情・思考を伝達しあうこと。言語・文字その他視覚・聴覚に訴える身振り・表情・声などの手段によって行うこと。

② 福祉教育の充実

世代間のふれあいなどの交流を図るとともに、高齢者や障がい者に関する理解の促進を進めるなど、一層の充実を図ります。

地域の取り組み

- ・子ども同士や、子どもと高齢者、障がい者等との交流活動に参加しましょう。
- ・生涯を通じた福祉への関心・理解を深め、自分のニーズにあった生涯学習・講座等にも積極的に参加しましょう。

事業者等の取り組み

- ・地域における心のバリアフリー教育を実践しましょう。
- ・地域の福祉教育力を高めるため、PTAなどと連携し、地域資源を活用した福祉教育を実施していきましょう。
- ・福祉施設の地域への開放や交流を通じて、ボランティアや体験学習の受け入れに協力しましょう。

市の取り組み

- ・ふれあい・交流を中心とした教育の実施
- ・心のバリアフリー教育の推進
- ・計画的な福祉教育の推進
- ・体験型福祉教育の推進
- ・教育委員会と福祉当局、社会福祉協議会との連携強化
- ・教職員への福祉教育プログラムの充実

③ 市民活動等における人材の育成

文化、福祉などまちづくりのあらゆる分野における市民ボランティア活動の活性化を促進するとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員やボランティア団体、NPOなどへの支援を行います。

また、自主的な市民活動の参加を促すため活動拠点の整備を行うとともに、自主的なサークル活動への支援・ネットワーク化の促進を支援します。

地域の取り組み

- ・地域ボランティアに参加しましょう。
- ・人材育成のための研修等へ参加しましょう。

事業者等の取り組み

- ・地域ボランティアへの協力を行いましょう。

市の取り組み

- ・市民活動等における人材の育成
- ・民間福祉団体の育成・支援
- ・社会福祉協議会との連携



(2) ボランティア・地域活動の促進

① ボランティア等市民活動団体等への支援

ボランティアの調整や交流会、ボランティア相談を充実するとともに、既存のボランティア活動の活性化を図ります。また、新たなボランティア活動への参加を促進する講座や研修会を開催支援し、多様なニーズに対応できるボランティア等市民活動を支援します。

地域の取り組み

- ・ 市民交流を活発に行いましょう。
- ・ 地域行事などの会合の場づくりを進めましょう。
- ・ 老人クラブなどの活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 研修会や講座に参加しましょう。
- ・ ボランティア活動へ参加しましょう。
- ・ 地域行事や伝統文化等を継承しましょう。

事業者等の取り組み

- ・ 従業員の自発的なボランティア活動への参加が容易になるように、ボランティア休暇・休職制度の普及や取得しやすい環境づくりに努めましょう。

市の取り組み

- ・ 市民による自主的活動の実態把握と支援の推進
- ・ NPO等支援事業の充実
- ・ ボランティア団体への支援強化
- ・ ボランティアセンターの機能充実
- ・ 社会福祉協議会との連携強化

② 活動拠点の整備

身近な場所や公民館などで気軽に活動できるよう、拠点づくりを支援します。

地域の取り組み

- ・地域の活動や情報の集まる拠点づくりを進めましょう。
- ・世代を越えて集える場づくりを進めましょう。

事業者等の取り組み

- ・福祉施設が福祉教育実践の場として、また、地域との交流の場としてその機能を発揮させるため、引き続き施設の地域開放を進めましょう。

市の取り組み

- ・公共施設等の利用促進と施設整備
- ・各種活動情報の提供
- ・施設の地域開放の働きかけ
- ・空き店舗等の積極的な活用の促進

(3) 地域福祉を推進する人材の育成・確保

① 福祉サービスを担う人材の育成

主体的な地域福祉活動を促進するためには、リーダー的な担い手を育成する必要があります。そのため、民生委員・児童委員、ボランティアなど市民をはじめとして様々な分野の人材を対象とし、社会福祉協議会が行う研修会を支援して、その育成をします。

地域の取り組み

- ・地域リーダーづくりを進めましょう。
- ・自分にあった、自分にできる方法で地域の福祉活動に積極的に参加しましょう。

事業者等の取り組み

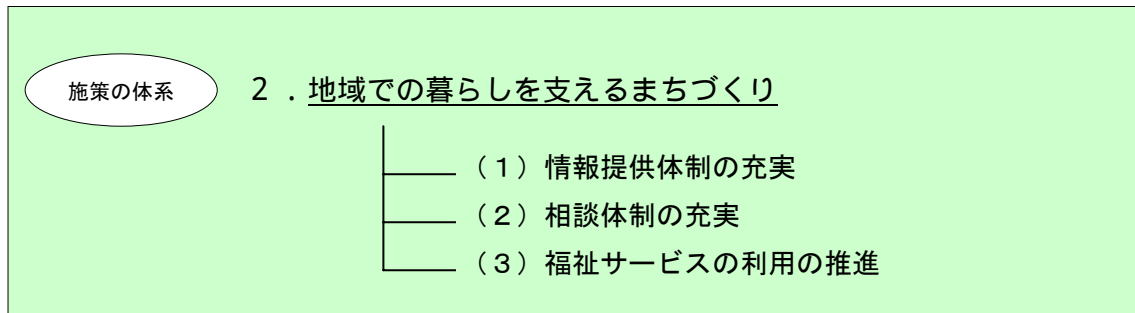
- ・人材の発掘、育成に取り組みましょう。
- ・イベントを行うリーダーの育成に努めましょう。
- ・地域リーダーを養成しましょう。
- ・地域福祉を推進する組織づくりを進めましょう。

市の取り組み

- ・地域福祉の担い手となるリーダーの養成講座の開催支援
- ・社会福祉協議会のボランティア研修会等への支援
- ・社会教育事業との連携
- ・民生委員・児童委員の研修会の充実
- ・民生委員・児童委員活動に関するPR促進

基本目標

2. 地域での暮らしを支えるまちづくり



《現状と課題》

高齢者や障がい者などが地域の中で自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスの選択や利用を支援する環境整備が必要となっています。また地域の生活課題を把握して課題を解決するためには、サービス等の支援策と結びつけるコーディネート体制が重要となっています。地域の困りごとなどの相談体制の充実が求められています。

アンケート調査結果では、『居住地区の民生委員・児童委員を知っていますか』の回答は「知らない」が31.3%となっています。また『悩みや不安の相談先』は「民生委員・児童委員」が14.5%となっており、最も身近な相談相手や情報提供など今後の充実が望まれます。

また、福祉サービスに関わる情報を様々な手段により総合的に提供し、利用者がサービスを適切に選択し、安心して利用することができるよう体制を整備することが必要となっています。

➤➤自由意見（市民の声）

- ・インターネットの情報 100%充実化。いつでもほしい情報を簡単に手にできる環境。
- ・市報、ホームページで情報提供をどんどんしてほしい。
- ・より多くの情報を提供し、福祉活動に携わる人材を育成し、身近なところでの相談窓口を充実すること。
- ・高齢化が進む中、気軽に相談できる窓口（地域に密着した支所の拡充）が必要。
- ・地域内での交流活動の輪を広げ、若者やIターン者等と交流できるような場をつくる。空き店舗や空き家を使ったらどうだろう。

(1) 情報提供体制の充実

① 最新情報の提供

行政が持つ各種の情報等について、広報誌をはじめとしてホームページやケーブルテレビ等の多様な媒体を活用し、市民への提供を進めていきます。また、関係機関との連携を図りながら情報を共有し、様々な意見・要望に的確に応えられる体制を整備していきます。

地域の取り組み

- ・ 活動内容や状況を積極的にPRして、地域の理解を図りましょう。
- ・ 必要な知識や情報を得ることができる場を知りましょう。

事業者等の取り組み

- ・ 行政情報や緊急情報等の周知と情報収集等を行いましょう。
- ・ 地域住民の福祉や福祉施設に対する理解が深められるよう、福祉施設が発行している機関紙を充実し、地域における施設の役割、施設の活動内容などについて啓発しましょう。

市の取り組み

- ・ 広報誌や市ホームページによる最新の情報提供の充実
- ・ 高齢者や障がい者が得やすい方法の検討
- ・ 総合的な福祉情報の充実
- ・ 福祉サービス事業者等との連携強化、情報の共有化の促進
- ・ 市民向け情報提供の充実
- ・ 事業者等における相談機関との連携



② 必要な情報を得ることができる仕組みづくり

市民のニーズを的確に把握するため、懇談会など意見交換の場を充実するとともに、関係団体が相互に課題を共有化できるよう、民生委員・児童委員、保健師、社会福祉協議会などの関係機関、団体の連携強化を図ります。

地域の取り組み

- ・ 広報誌や回覧等の情報は必ず目を通しましょう。
- ・ 交流や意見交換の場をつくりましょう。

事業者等の取り組み

- ・ 情報がわかりやすく利用しやすい仕組みづくりを行いましょ。
- ・ 自治会などの情報提供の充実を図りましょ。
- ・ 有効な情報の伝達手段の方法を検討しましょ。

市の取り組み

- ・ 市民、事業者等と行政との情報交流の活性化
- ・ 積極的な情報公開や、市民への迅速な情報提供が図られるシステムの整備
- ・ ケーブルテレビを活用した情報提供の充実

(2) 相談体制の充実

① 身近な相談窓口の確保

民生委員・児童委員は、見守りや声かけなどのほか、地域の身近な相談員としての役割を担っています。市民がより気軽に相談でき、その内容に応じて必要なサービスにつなげていけるよう専門性の充実を図りながら適切な助言・援助を行うため、各地域に心配ごと相談所を設置しています。また、保健福祉センター、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、高齢者等福祉保健審議会等の連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。

必要に応じて市役所の職員が地域に出向く出前市役所を実施します。具体的には、地域在住の職員を活用し、地域における要望事項、地域振興項目等を市民とともに考え、必要に応じて担当職員が訪問する体制を取ります。

地域の取り組み

- ・問題解決に向けて相談しましょう。
- ・地域での抱える問題を専門機関につなげましょう。
- ・地域の民生委員・児童委員をよく知りましょう。

事業者等の取り組み

- ・地域にある身近な相談窓口として、地域と協力して相談業務に取り組みましょう。
- ・子育てに関する相談の場づくりを行いましょ
- う。
- ・様々な相談に対し、必要に応じ専門機関につなげましょう。

市の取り組み

- ・相談員のための研修会の充実
- ・各種の相談事業の充実
- ・包括的・継続的マネジメント*事業の充実
- ・高齢者地域支援体制整備・評価事業（心配ごと相談）の充実
- ・生活課題を受け止める相談窓口の充実
- ・地域における相談窓口の設置支援
- ・高齢者実態把握事業の充実
- ・要保護児童対策協議会の充実
- ・専門機関とのネットワークで相談への支援体制の強化
- ・子育てに関する相談の充実

② サービスへつなぐ仕組みづくり

地域の生活課題を把握するとともに、地域のサービス資源を活用しながら両者をつなげるコーディネートの拠点体制の整備を検討します。また、サービス事業者、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、関係団体等のコーディネート体制のネットワーク化を推進します。

地域の取り組み

- ・生活課題などの情報を伝えましょう。
- ・サービス情報の収集に努めましょう。

事業者等の取り組み

- ・関係機関との連携を強化しましょう。
- ・自主的なネットワークづくりを進めましょう。
- ・団体同士の会合など情報交換の場を設けて協力体制を整えましょう。
- ・地元企業・事業所等との連携を図りましょう。

市の取り組み

- ・サービスや制度の周知と利用促進
- ・地域でのネットワークづくりの促進
- ・地域のコーディネート体制の構築
- ・関係機関のネットワークの構築
- ・マネジメント力を有する専門職員等の配置
- ・地域包括支援センター・地域自立支援協議会等との連携強化

マネジメント

経営などの管理をすること。

(3) 福祉サービスの利用の推進

① 利用しやすい福祉サービスの提供

高齢者や障がい者、子育てなど、各分野ごとに課題を把握、調整し、情報を共有することにより、多様なサービスの中から自身にあったサービスを適切に選択できる仕組みづくりを推進し、利用者の立場に立った福祉サービスの提供に努めます。

地域の取り組み

- ・必要なサービスを選択しましょう。
- ・福祉サービスを利用したいとき、どこでどのような相談が受けられるのか、事前に相談窓口を把握しておきましょう。
- ・市民一人ひとりが福祉の情報を自ら集め、関心や理解を深める努力をしましょう。

事業者等の取り組み

- ・福祉サービスの利用援助活動を積極的に取り組みましょう。
- ・積極的な情報開示を進めましょう。
- ・実態調査など市民ニーズを把握しましょう。
- ・自己評価を推進しましょう。
- ・サービス利用者の苦情解決の仕組みづくりを進めましょう。
- ・福祉施設は、施設の地域開放や施設として地域の祭りやイベントに参加するなど、地域福祉の観点から事業を展開しましょう。

市の取り組み

- ・市民のニーズ把握の実施
- ・在宅・施設サービスの充実
- ・総合的な相談体制の充実
- ・地域支援事業の充実
- ・包括的支援事業の充実
- ・地域包括支援センターの充実
- ・地域ケア体制の充実
- ・ファミリーサポートセンター運営支援
- ・子育てエンジョイカードの発行
- ・総合的な福祉情報の充実
- ・サービス事業者など関係機関の連携強化
- ・各種相談事業相談員の研修会等の支援
- ・苦情処理体制の整備
- ・生活圏域を基盤とした福祉サービスエリアの検討
- ・低所得者のサービス利用への負担軽減。

② 健康・生きがいつくりの推進

高齢者や障がい者等が誰もが持てる力を発揮して、地域活動やボランティア活動に参加し、また地域の担い手として活躍することができるよう生きがいつくりを推進します。

地域の取り組み

- ・高齢者や障がい者は地域活動へ積極的に参加しましょう。
- ・老人クラブや書道学級、高齢者お楽しみ講座などへ参加するなどし、地域の人と交わりましょう。
- ・健診やがん検診を積極的に受けましょう。
- ・地域の健康づくり事業等に参加しましょう。

事業者等の取り組み

- ・地域の健康づくり事業への協力を行いましょ
- ・高齢者を地域活動の担い手とする事業を推進していきましょう。
- ・地域資源の活用によるサロン活動や講座の開催など、市民が参加しやすい楽しい場づくりを進めましょう。

市の取り組み

- ・地域の健康づくりリーダーの養成と活用
- ・介護予防や健康教室の開催
- ・地域の健康づくり講座等の開催
- ・シルバー人材センターとの連携
- ・老人クラブ活動事業の充実
- ・シルバー人材センター運営事業の充実
- ・ハローワークや商工会との連携
- ・トライアル雇用事業等の周知

③ 権利擁護の推進

判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者の財産管理や福祉サービス等の利用のため、成年後見制度[※]や日常生活自立支援事業[※]（旧地域福祉権利擁護事業）の定着を図ります。

地域の取り組み

- ・ 権利擁護制度等について情報を得ましょう。

事業者等の取り組み

- ・ 権利擁護事業のPRの促進に努めましょう。
- ・ 関係機関との連携に努めましょう。

市の取り組み

- ・ 成年後見制度の利用支援
- ・ 日常生活自立支援事業の普及・啓発
- ・ 社会福祉協議会との連携
- ・ 地域包括支援センターとの連携

成年後見制度

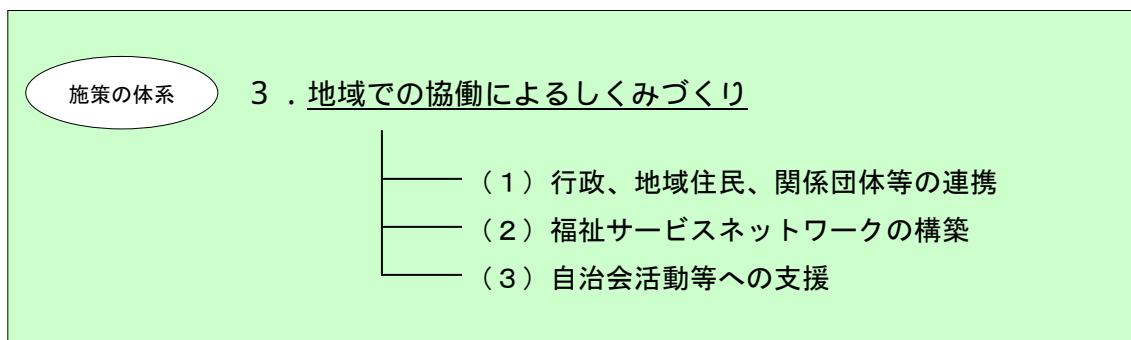
認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとした制度。

日常生活自立支援事業

判断することが不安な高齢者、障がい者、精神障がい者などが住み慣れた地域で自立して生活できるように日常的な金銭管理、介護サービスの紹介など日常生活を支援する事業。

基本目標

3. 地域での協働によるしくみづくり



《現状と課題》

福祉サービスに対するニーズが多様化・複雑化する中で、利用者にとって最も適切なサービス提供を受けられるには、保健・医療・福祉、教育など全ての生活に関連する分野との連携を図るとともに、情報の提供や相談体制などの情報の共有化が重要となってきています。また、多様な福祉ニーズに対応するため、市民やボランティア、NPOとの連携を促進し、高齢者等に対して地域住民が話し相手になったり、ゴミ出しなど新たな福祉サービス事業の展開が望まれます。

アンケート調査結果では、『市民参加による福祉活動の推進について必要か』は「そう思う」が6割以上の人が必要であると考えており、「自治会などを基盤とした地域の支えあいの仕組みづくりの充実」が最も多く重要だと感じているようです。

『地域社会の役割に期待すること』は「災害時の助けあい」が多く挙げられています。

➤➤自由意見（市民の声）

- ・民生委員・児童委員だけで全員は無理があると思うので、災害時などは小・中学校のように連絡網などがあると良いのでは？近所の人たちで協力しあえるのではないかと思います。
- ・地域自治会で行う行事は、皆で集まる場で交流、結束力を養う場でもあるので、協力、資金の援助等するべきだと思います。
- ・ひとり暮らしや老人世帯が増え、そして空き家が目立つようになってきた。共に支えあう地域づくりを進めるためにも、まず若者が佐渡に住み続けたいと思うような企業起こしに力を入れていただきたいです。

(1) 行政、地域住民、関係団体等の連携

① 保健・医療・福祉と生活関連分野の連携

保健・医療・福祉の各分野における、サービス事業者、関係機関、関係団体、ボランティア、NPO、市民相互の支えあいなど地域の多様な社会資源が互いに連携し、総合的に支援できるよう推進します。

地域の取り組み

- ・地域の組織に対して関心と理解を深めましょう。
- ・地域には多様な市民活動がありますが、相互の連携や地域間の交流ができるような活動をしましょう。
- ・事業者などと交流や意見交換を行いましょう。

事業者等の取り組み

- ・講習会等へ参加しましょう。
- ・地域福祉推進への理解と積極的な参加を行いましょう。
- ・専門機関との情報ネットワークづくりを進めましょう。

市の取り組み

- ・各種サービス事業者間の情報交換
- ・各種サービス事業者や関係機関等の連携強化
- ・市民参加で支えあう仕組みづくり
- ・社会福祉協議会との連携
- ・ケアマネジメント*体制の充実
- ・市民参加における事業評価（高齢者等福祉保健審議会）
- ・地域福祉の協働の普及・啓発
- ・保健・医療・福祉等の連携強化
- ・福祉団体等と地域住民の連携支援
- ・地域住民と教育機関の連携支援

ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。

(2) 福祉サービスネットワークの構築

① 地域資源の活用促進

公民館や小・中学校、福祉施設等における地域開放事業を促進するとともに、施設利用者との交流を進めながら、支援活動への取り組みにつなげていきます。

地域の取り組み

- ・地域の公民館などを活用して福祉活動を進めましょう。

事業者等の取り組み

- ・公民館等を利用して健康教室等を開催しましょう。
- ・公民館等を利用してボランティア活動の拠点としましょう。

市の取り組み

- ・ニーズ調査の実施、把握
- ・身近な活動拠点の整備
- ・福祉施設等の地域開放の促進
- ・公民館活動や自治会活動の支援
- ・老朽化施設の整備
- ・施設PR活動の充実

② 地域の事業者等の福祉ネットワークづくり

各地域における地域福祉推進組織の継続的な活動を支援するとともに、市民やサービス事業者の参画と主体的な活動が行えるよう、情報交換の場の提供に努め、地域福祉推進のネットワーク化を推進します。

地域の取り組み

- ・高齢者や障がい者、子どもに対する地域の見守り体制づくりを進めましょう。

事業者等の取り組み

- ・児童虐待防止、高齢者虐待防止などの各種のネットワークに積極的に参加しましょう。
- ・地域福祉ネットワークづくりに協力しましょう。

市の取り組み

- ・各種事業者間の情報提供
- ・活動内容の情報提供
- ・情報交換の機会づくり

③ 多様なサービスの参入促進

利用者のニーズに的確に応えられる福祉サービスを提供するためには、市民や事業者による新たな地域福祉事業を促進し、地域福祉への参加を促します。

また、介護保険制度のもと、地域において不足するサービスの確保のため、多種多様な事業者が居宅サービスに参入できるよう、多様な事業主体の参入を促進します。

地域の取り組み

- ・必要なサービス情報を伝えあいましょう。

市の取り組み

- ・事業者と利用者のコーディネート体制の充実
- ・事業者等の設立相談への支援
- ・サービス提供事例の紹介

事業者等の取り組み

- ・市民ニーズを把握しましょう。
- ・事業者間のネットワークづくりを進めましょう。

(3) 自治会活動等への支援

① 地域住民の集える場づくり

公共施設や公民館等を活用しながら高齢者や障がい者支援、子育て支援といった地域福祉の活動拠点として、その活用を支援していきます。また、地域におけるコミュニティー施設の維持管理や整備の支援により地域コミュニティーの活性化を図ります。

地域の取り組み

- ・いつでも集える場づくりを進めましょう。

市の取り組み

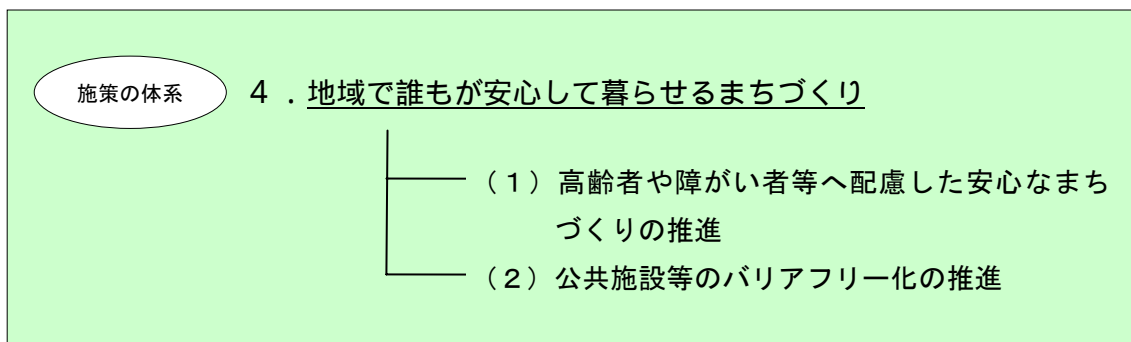
- ・福祉拠点として整備
- ・子育て支援拠点施設の整備
- ・公民館や公共施設の情報提供

事業者等の取り組み

- ・中心市街地の空き店舗などを活用して子どもと親の居場所づくりなどの取り組みを進めましょう。

基本目標

4. 地域で誰もが安心して暮らせるまちづくり



《現状と課題》

高齢者や障がい者等、誰もが住み慣れた家庭や地域社会で暮らすことができるような環境整備が必要です。

そのため、高齢者や障がい者等、全ての人が利用する公共施設においてはバリアフリー化を推進していきます。

また、様々な社会参加が可能となるよう、気軽に安心して移動できる環境整備が必要となっています。

災害時における高齢者や障がい者など災害時要援護者の支援が求められています。また、犯罪の抑止には地域の様々なつながりが期待されており、地域における自主的な活動の広がりが必要となっています。

➤➤ 自由意見（市民の声）

- ・災害時、市民同士の支援体制の充実。
- ・災害予知装置（地震発生10秒前（P波））の設置。（各集落に1ヵ所）
- ・佐渡汽船への支援。
- ・これからますます高齢者がふえるので一日一回、ひとり暮らしの人たちの所へは見に行っておいてほしいです。
- ・老人用施設をもっと多くつくるよう、お願い致します。
- ・子どもや年寄りのために歩道の整備をしてほしい。
- ・お年寄りの人の病院への通院に無料バスを出すなどする。
- ・小学校も送迎バスがあると良い。

(1) 高齢者や障がい者等へ配慮した安心なまちづくりの推進

① 災害時等における支援体制の充実

災害時やそのおそれがある場合に、家族などの支援が困難で何らかの助けを必要とする高齢者や障がい者などが地域の中で支援が受けられ、安心、安全に避難ができるよう、災害時要援護者台帳を更新し災害時助けあいマップを作成します。

<災害時要援護者の対象者>

災害時に地域での支援を希望する方で、住所、氏名、対象事由など支援に必要な個人情報を援助者や組織等に提供すること、及び災害時要援護者台帳への登録と助けあいマップ登載に同意した在宅の方です。(同意の意思表示ができない方は、その方の扶養義務者等の同意とします)

- ① 介護保険における要援護認定者のうち、要介護度3以上の方
- ② 75歳以上でひとり暮らしの高齢の方
- ③ 75歳以上のみの高齢世帯の方
- ④ 身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1、2級の方
- ⑤ 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA判定の方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の方
- ⑦ その他、災害時等に支援が必要と認められる方

<助け合いマップの作成>

災害時要援護者台帳に登録し、助けあいマップへの登載を希望し同意された方について、行政区単位に要援護者の自宅を対象事由別に色分けしたマップを作成します。

地域の取り組み

- ・障がい者自らの存在について、自主防災組織へ知らせるよう障がい者団体の理解を深めましょう。
- ・当事者を理解し、支援していく活動を進め、地域で活動する諸団体とともに、当事者の社会参加の障壁になっているものを取り除いていきましょう。
- ・日頃から隣近所の高齢者など要援護者を把握することに努めましょう。

事業者等の取り組み

- ・市内の福祉施設は、災害時等には援護を必要とする人々を積極的に受け入れましょう。
- ・災害時のひとり暮らし高齢者や障がい者等の救助体制づくりを進めましょう。

市の取り組み

- ・避難場所の整備
- ・自主防災組織等の充実強化
- ・佐渡市災害ハザードマップ*の作成や、総合防災訓練、防災行政無線施設整備
- ・災害時要援護者台帳の更新
- ・災害時助け合いマップの作成
- ・地域での情報提供活動の強化
- ・災害ボランティア等との連携・支援



ハザードマップ

災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。

② 安全・防犯体制の充実

交通安全意識と交通マナーの向上に努め、地域の安全にも貢献できる社会人を育成するため、幼児から成人に至るまでの段階的な交通安全教育及び高齢者に対する適切な交通安全教育を、県、市、警察、学校、関係団体、家族と連携を図るとともに、指導者の養成・確保、学習教材等の充実、参加・体験・実践型の教育を推進します。

犯罪のない明るいまちづくりを目指し、防犯に関する情報を市民に提供するとともに、地域の安全は自ら守るという防犯意識の高揚を図ります。また、防犯灯の設置など犯罪防止に配慮した社会環境を整備するとともに、市民の自主的な防犯活動を育成・支援します。

地域の取り組み

- ・ 犯罪のない明るい社会に向け、防犯活動を強化しましょう。
- ・ 地域における情報連絡網づくりを整備しましょう。

事業者等の取り組み

- ・ 防犯・防災に対する啓発を進めましょう。

市の取り組み

- ・ 交通安全・防犯意識の高揚
- ・ 地域ぐるみの学校安全体制整備促進事業
- ・ 情報連絡体制の整備
- ・ 民間団体との連携強化
- ・ 指揮指導体制の確立

(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進

① だれもが暮らしやすい生活環境づくり

高齢者や障がい者を取り巻く生活環境の整備については、まちづくりの一環として公共事業をはじめ、道路、移動手段となる交通機関の整備やバリアフリー化の推進など、バリア（障壁）のない福祉住環境の整備を計画的に図っていきます。

また、ノーマライゼーション*の意識啓発を行うとともに、地域福祉活動の中心組織である市社会福祉協議会への支援と連携の強化を図ります。

地域の取り組み

- ・道路や施設などを点検し情報を伝えましょう。

事業者等の取り組み

- ・「バリアフリー情報マップ」等を作成しましょう。
- ・企業等は事務所、店舗等のバリアフリー化を進めましょう。

市の取り組み

- ・コミュニティー施設のバリアフリー化
- ・心のバリアフリーの推進
- ・公園の整備充実
- ・道路・歩道のバリアフリー化
- ・住宅改修支援事業の周知と利用促進
- ・庁内の連携・調整
- ・公団との連携
- ・企業との連携
- ・障がいについての啓蒙・普及

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。また、弱者がスムーズに社会参加できるような環境の成立を目指す活動、運動のこと。

② 高齢者や障がい者等の移動手段の充実

高齢者や障がい者等が地域における福祉サービス等の利用にかかる交通手段など、地域の実情にあった交通体系となるよう検討するとともに、安心して快適な生活が送れるよう移動手段の整備を推進します。

地域の取り組み

- ・移動について家族の協力を得て実行しましょう。

事業者等の取り組み

- ・民間移送サービスを開発しましょう。
- ・移動手段に関わる事業者などの社会福祉に対する貢献を期待します。

市の取り組み

- ・地域にあった交通体系の推進
- ・高齢者や障がい者等の外出支援サービス事業の充実
- ・外出支援・移動手段の整備
- ・市内の連携・調整
- ・県や関係機関との調整



第5章 計画の推進体制

1. 計画の普及・啓発

本計画の内容については、ダイジェスト版や広報、ホームページなどにより周知を図るとともに、理解と参加・協力を求めています。

2. 市民等と協働による推進

計画の推進に当たっては、地域の実態や市民ニーズを把握するとともに、市民の自主的な地域福祉活動が促進されるよう、情報提供や関係機関との連携、交流機会の確保に努めるなど支援を行います。また、市民、事業者、関係団体、ボランティア、NPO、社会福祉協議会などとの協働で総合的に推進するとともに、保有できる情報については、個人情報保護に留意しながら積極的に情報提供し、地域福祉情報の共有化を促進します。

3. 庁内の推進体制

地域福祉計画の推進については、社会福祉課だけでなく関係各課及び地域包括支援センター等とも連携を進めて円滑な進行管理を実施します。

また、既存の健康増進計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい福祉計画、障がい者計画、次世代育成支援行動計画の推進状況と整合性を図り、進行管理を行います。

4. 計画の進行管理と評価

計画の着実な推進を図るためには、進行管理が重要です。また、社会環境や制度が変化することも考えられるため、施策の検証や見直しを柔軟に進めていくことが求められています。

そのため、計画の進行管理については、「佐渡市地域福祉計画策定委員会」で毎年、計画全体の総合調整を行います。

資料編

1. 佐渡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

佐渡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく佐渡市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び地域福祉に関する施策の適正な実施に資するため、佐渡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

計画の策定に関すること。

計画書の作成に関すること。

前2号に掲げるもののほか、地域福祉に関する施策の実施等に関し必要な事項について協議検討すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

学識経験者

公募による市民

保健福祉及び医療関係者

地域活動団体等代表者

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年11月1日から施行する。

2. 佐渡市地域福祉計画策定委員会委員名簿

【策定委員】			(敬称略)
	氏名	団体名等	備考
1	寺澤俊夫	佐渡市民生委員児童委員協議会理事	
2	藤井雅男	佐渡市民生委員児童委員協議会理事	
3	佐藤久二	佐渡市民生委員児童委員協議会理事	
4	鈴木富喜男	佐渡市民生委員児童委員協議会理事	
5	加藤幹夫	佐渡市社会福祉協議会長	
6	齋藤進	佐渡市ボランティアセンター運営委員会会長	委員長
7	服部光雄	佐渡市身体障がい者協議会長	
8	細野文夫	佐渡地域振興局地域福祉課長	
9	加藤吉之助	社会福祉法人 佐渡福祉会理事長	副委員長
10	山本真佐夫	社会福祉施設代表	
11	橋本昌子	NPO法人代表佐渡の福祉『ゆい』理事長	
12	山田智子	佐渡市連合婦人会長	
13	日野尾雅子	佐渡市健康推進協議会代表	
14	本間博	佐渡老人クラブ連合会長	
15	磯部好一	佐渡市公民館長	

【事務局等】

	氏名	団体名等	備考
1	加藤博之	佐渡市社会福祉協議会 地域福祉係長	
2	末武正義	佐渡市福祉保健部長	
3	樋口賢二	佐渡市福祉保健部社会福祉課長	
4	浅井一弘	佐渡市福祉保健部社会福祉課長補佐	
5	笠井寛	佐渡市福祉保健部高齢福祉課長補佐	
6	児玉恵子	佐渡市福祉保健部保健医療課長補佐	
7	本間佳子	佐渡市福祉保健部社会福祉課子育て支援室長	
8	矢川春美	佐渡市福祉保健部社会福祉課家庭相談室長	
9	深野まゆ子	佐渡市福祉保健部社会福祉課社会福祉係長	
10	佐藤良春	佐渡市福祉保健部社会福祉課社会福祉係	

3. 佐渡市地域福祉計画策定委員会審議経過

回	年月日	内容
第1回	平成19年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡市地域福祉計画策定の概要について ・アンケート調査について ・今後の予定について
第2回	平成19年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの結果報告について ・地域福祉を取り巻く現状について ・今後の予定について
第3回	平成20年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について ・今後の予定について
第4回	平成20年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡市地域福祉計画最終内容検討について ・今後の日程について

4. アンケート調査結果

【 調査概要 】

調査年月：平成19年10月～11月

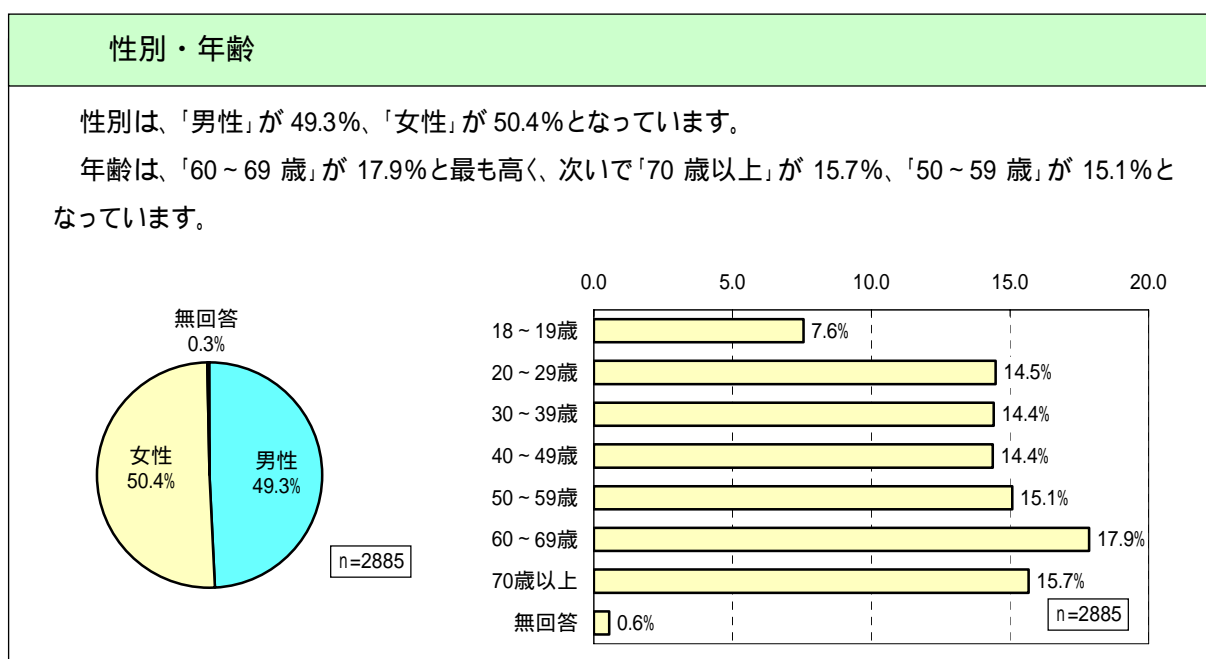
配布対象者：性別は男女別に均等とし、年代は18歳以上10歳代別に考慮し、
地区は民生委員・児童委員の担当地区に配布をお願いしました。

【 調査対象者数・回収率 】

調査方法	調査対象人数	回収部数
民生委員・児童委員にて配布回収	3,000人	2,885部
回収率	-	96.2%

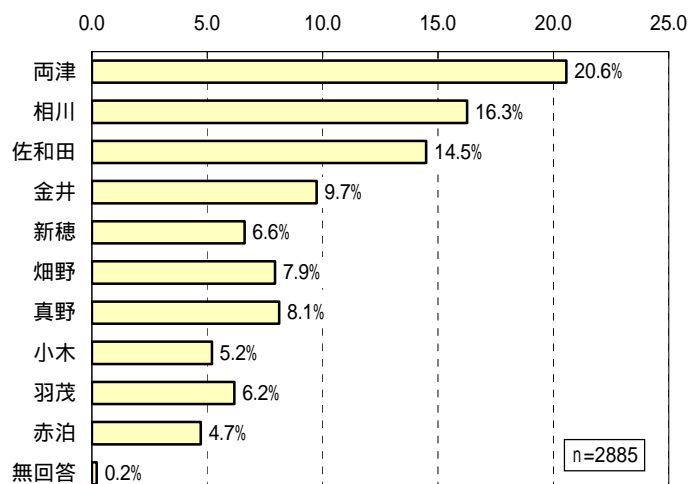
【 グラフ数値の見方 】

- ・ グラフ中のnの数値は、設問への回答者数を表します。
- ・ 回答の比率は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が100%にならない場合があります。
- ・ 回答の比率(%)は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答等の設問については、全ての回答比率の合計が100%を超えることがあります。



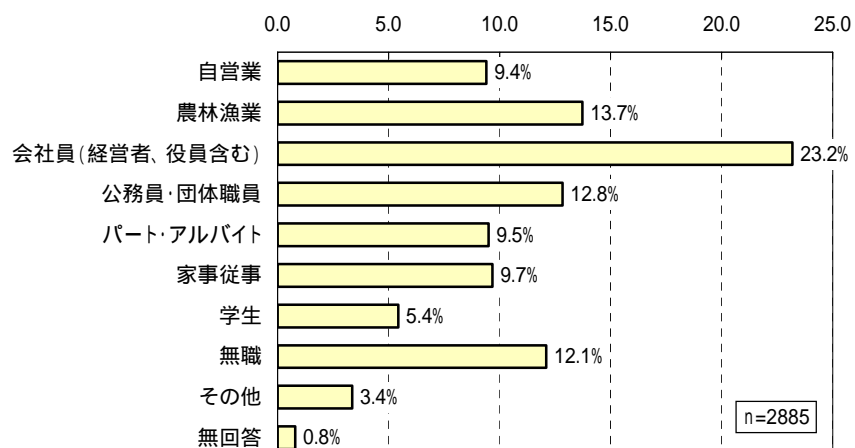
居住地区

居住地区は、「両津」が 20.6%と最も高く、次いで「相川」が 16.3%、「佐和田」が 14.5%となっています。



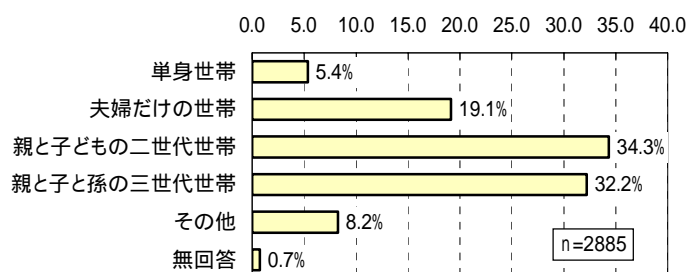
主な職業

主な職業は、「会社員(経営者、役員含む)」が 23.2%と最も高く、次いで「農林漁業」が 13.7%、「公務員・団体職員」が 12.8%となっています。



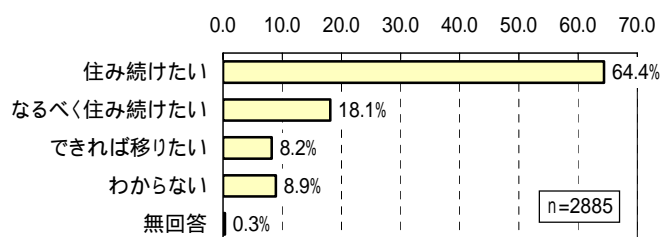
家族構成

家族構成は、「親と子どもの二世帯世帯」が 34.3%と最も高く、次いで「親と子と孫の三世帯世帯」が 32.2%、「夫婦だけの世帯」が 19.1%となっています。



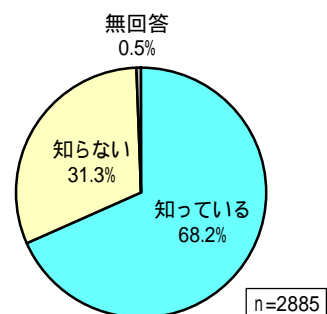
今後も佐渡市に住み続けたいと思いますか。

「住み続けたい」が 64.4%と最も高く、次いで「なるべく住み続けたい」が 18.1%、「できれば移りたい」が 8.2%となっています。



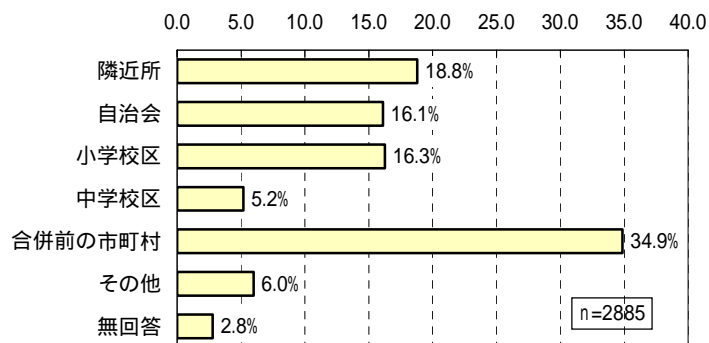
居住地区の担当民生委員・児童委員を知っていますか。

「知っている」が 68.2%、「知らない」が 31.3%となっています。



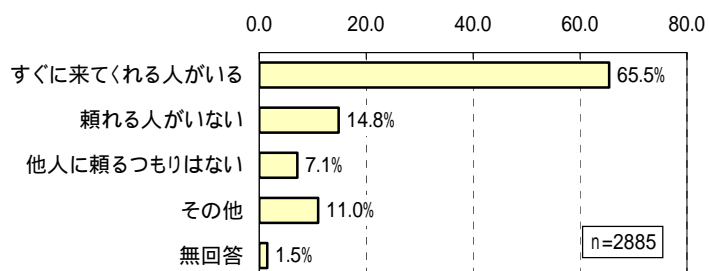
あなたの考える「地域」の範囲はどれですか。

「合併前の市町村」が 34.9%と最も高く、次いで「隣近所」が 18.8%、「小学校区」が 16.3%となっています。



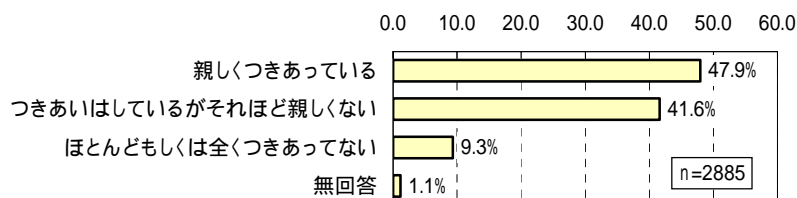
あなたが困ったとき、同居の家族以外に近所で頼れる人はいますか。

「すぐに来てくれる人がいる」が 65.5%と最も高く、次いで「頼れる人がいない」が 14.8%、「他人に頼るつもりはない」が 7.1%となっています。



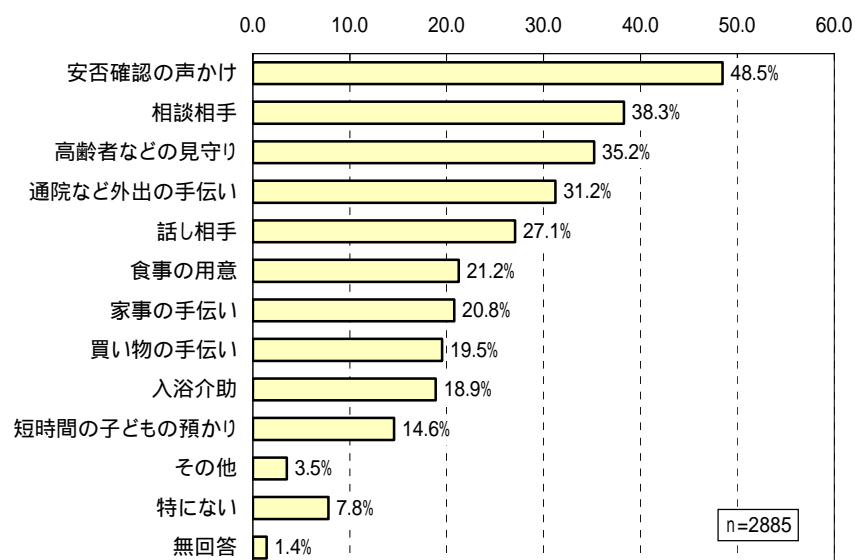
あなたは現在、どのような近所付き合いをしていますか。

「親しくつきあっている」が 47.9%と最も高く、次いで「つきあいはしているがそれほど親しくない」が 41.6%、「ほとんどもしくは全くつきあっていない」が 9.3%となっています。



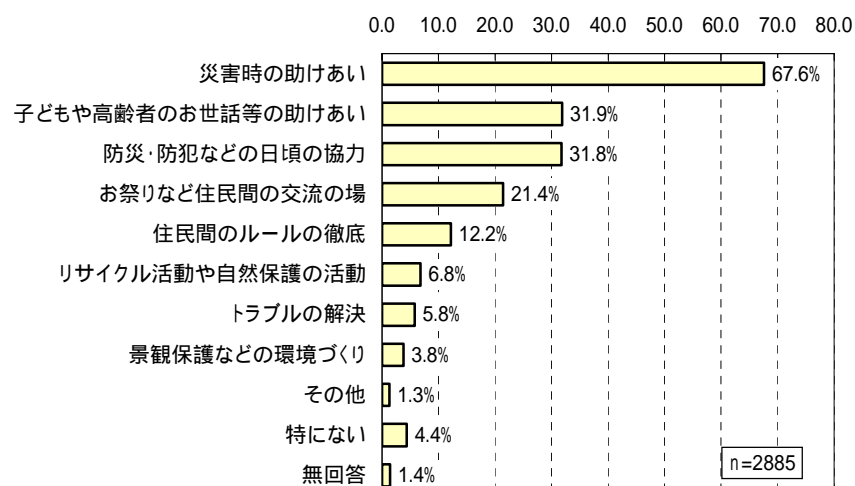
あなたやご家族が、高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどのような手助けをしてほしいですか。（複数回答）

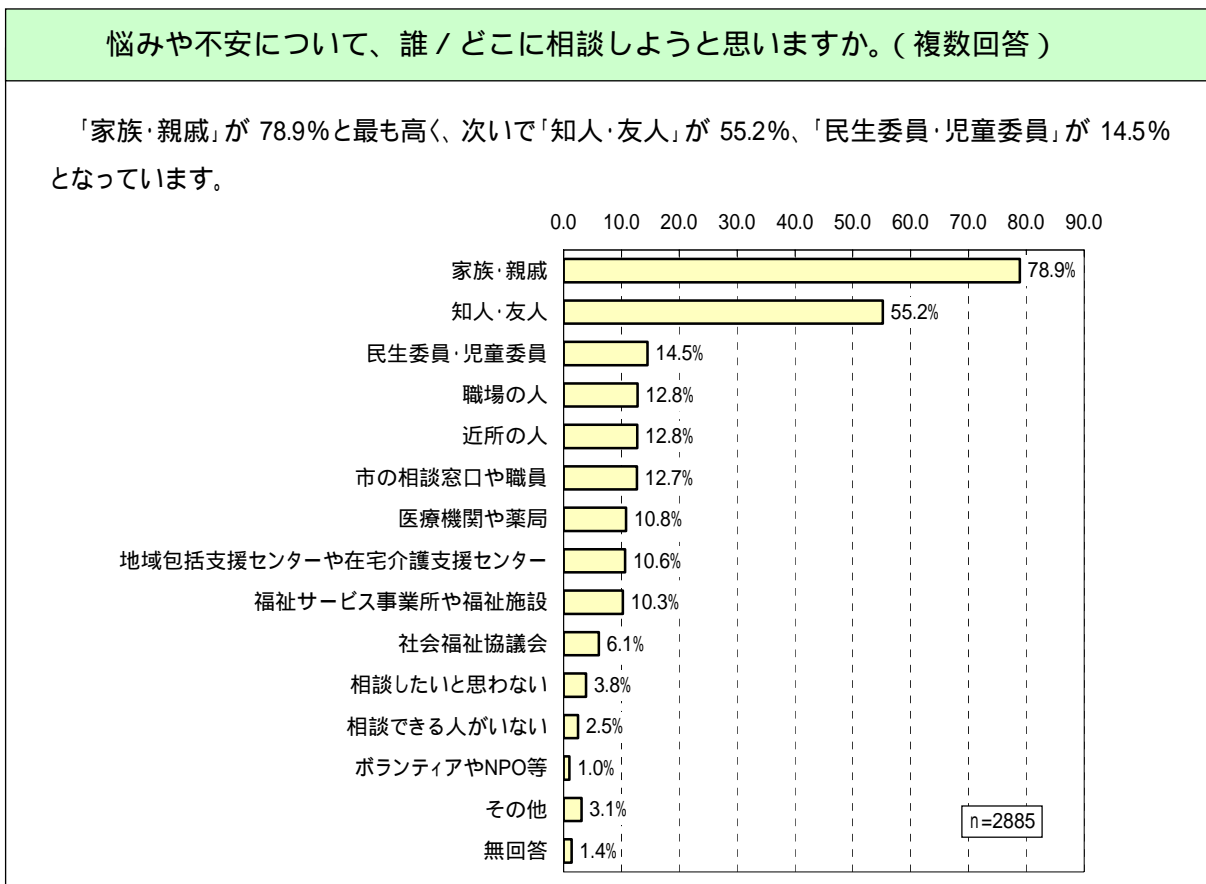
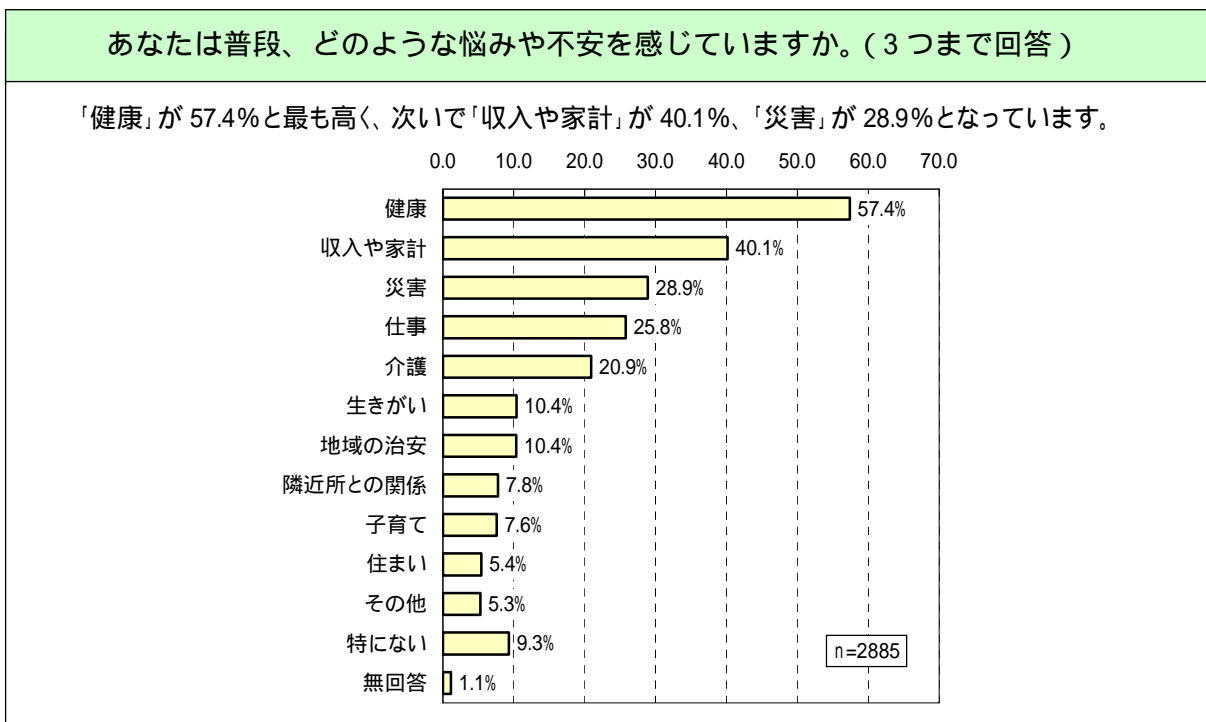
「安否確認の声かけ」が 48.5%と最も高く、次いで「相談相手」が 38.3%、「高齢者などの見守り」が 35.2%となっています。



あなたは地域社会の役割についてどのようなことを期待しますか。（2つまで回答）

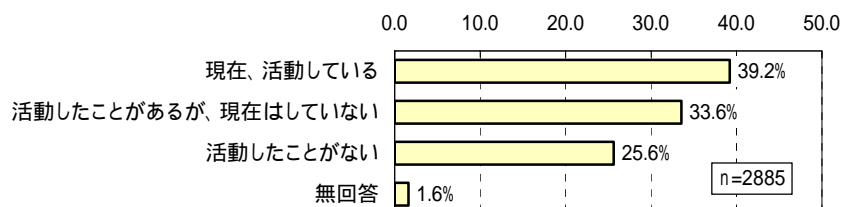
「災害時の助けあい」が 67.6%と最も高く、次いで「子どもや高齢者のお世話等の助けあい」が 31.9%、「防災・防犯などの日頃の協力」が 31.8%となっています。





現在、地域の行事や地域活動をしていますか。

「現在、活動している」が 39.2%と最も高く、次いで「活動したことがあるが、現在はしていない」が 33.6%、「活動したことがない」が 25.6%となっています。



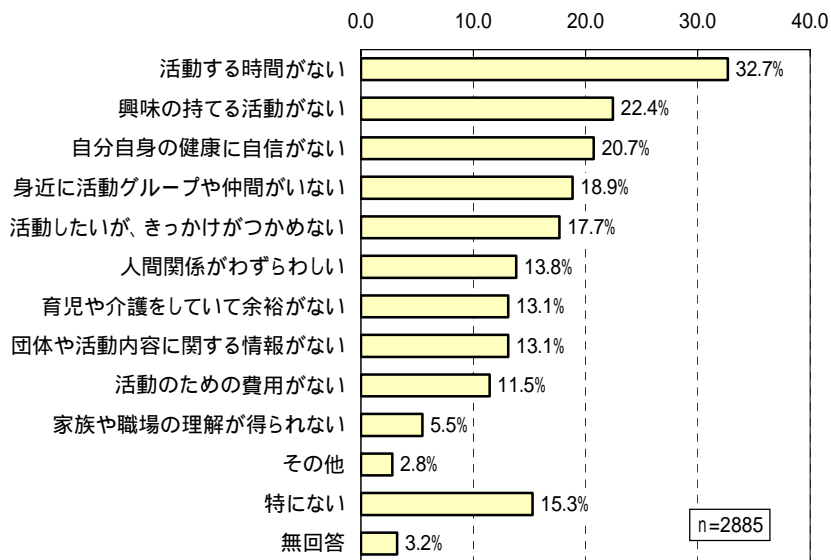
あなたがお住まいの地域で活動する場合、どのような活動に参加したいと思いますか。

「自分の楽しみが得られる活動」に「参加したい」が 73.3%と最も高く、次いで「仲間づくりや親しい友達をつくれる活動」に「参加したい」が 59.2%、「隣近所の人と協力しあえる活動」に「参加したい」が 58.5%となっています。

活動の種類	参加意向 (%)				n
	参加したい	あまり参加したくない	参加しない	無回答	
自分の楽しみが得られる活動	73.3		11.8	9.7	2885
自分の知識や経験を活かせる活動	58.2		23.0	11.9	2885
生きがいや健康づくりが満たされる活動	57.5		24.1	11.3	2885
仲間づくりや親しい友達をつくれる活動	59.2		21.7	11.7	2885
隣近所の人と協力しあえる活動	58.5		23.9	11.0	2885
地域や社会に役立つ活動	53.9		27.5	11.9	2885
行政への協力や地域自治にかかわる活動	33.4	40.0	12.9	13.7	2885

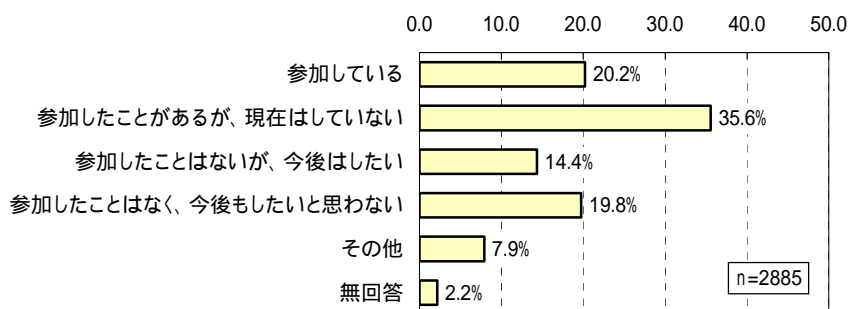
地域での活動に参加しようとした場合に、支障となることがありますか。
 (複数回答)

「活動する時間がない」が32.7%と最も高く、次いで「興味の持てる活動がない」が22.4%、「自分自身の健康に自信がない」が20.7%となっています。



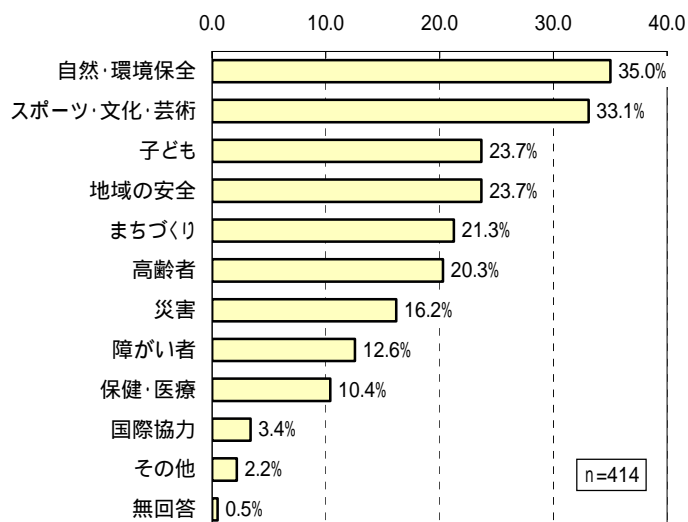
あなたは現在、ボランティア活動に参加していますか。

「参加したことがあるが、現在はしていない」が35.6%と最も高く、次いで「参加している」が20.2%、「参加したことはなく、今後したいと思わない」が19.8%となっています。



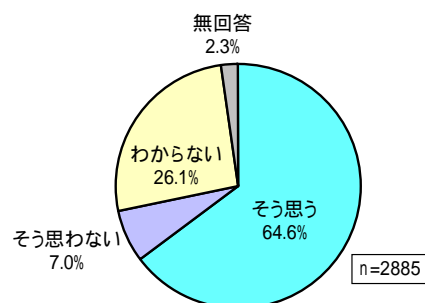
「ボランティア活動に参加したことはないが、今後はしたい」と答えた方のみ。
今後どのような分野のボランティア活動に参加したいですか。(複数回答)

「自然・環境保全」が 35.0%と最も高く、次いで「スポーツ・文化・芸術」が 33.1%、「子ども」、「地域の安全」がそれぞれ 23.7%となっています。



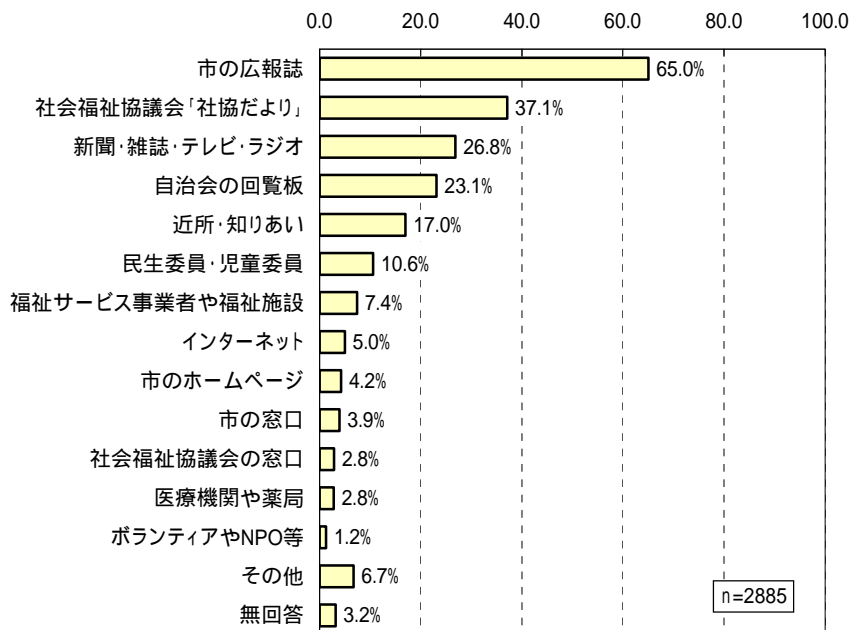
今後、多様な福祉ニーズにきめ細かく対応していくために、市民参加による福祉活動を推進することが必要であると考えられますが、どう思いますか。

「そう思う」が 64.6%、「そう思わない」が 7.0%となっています。



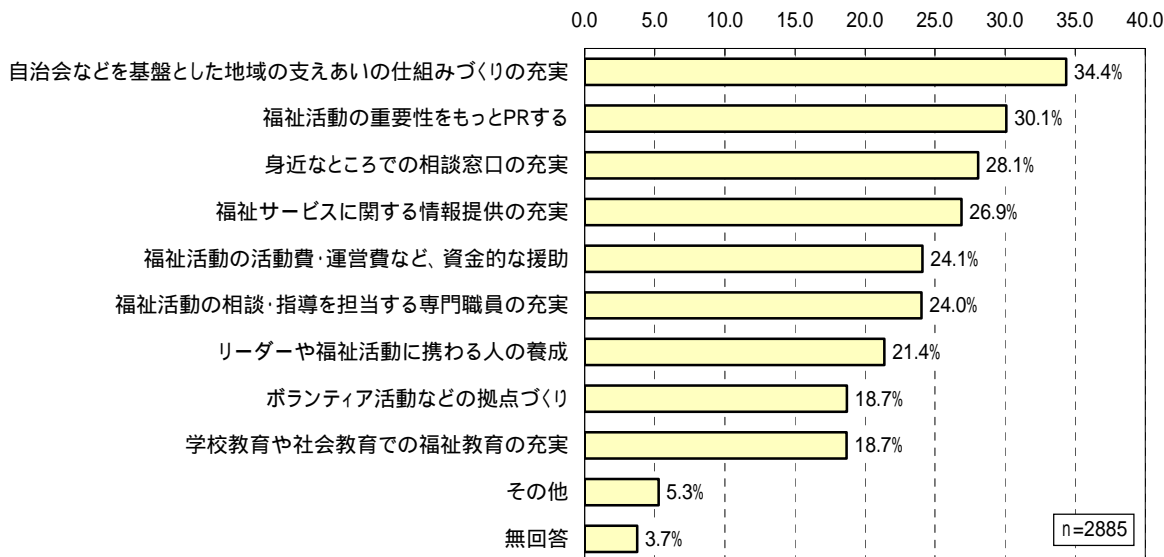
あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。
(3つまで回答)

「市の広報誌」が 65.0%と最も高く、次いで「社会福祉協議会「社協だより」」が 37.1%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が 26.8%となっています。



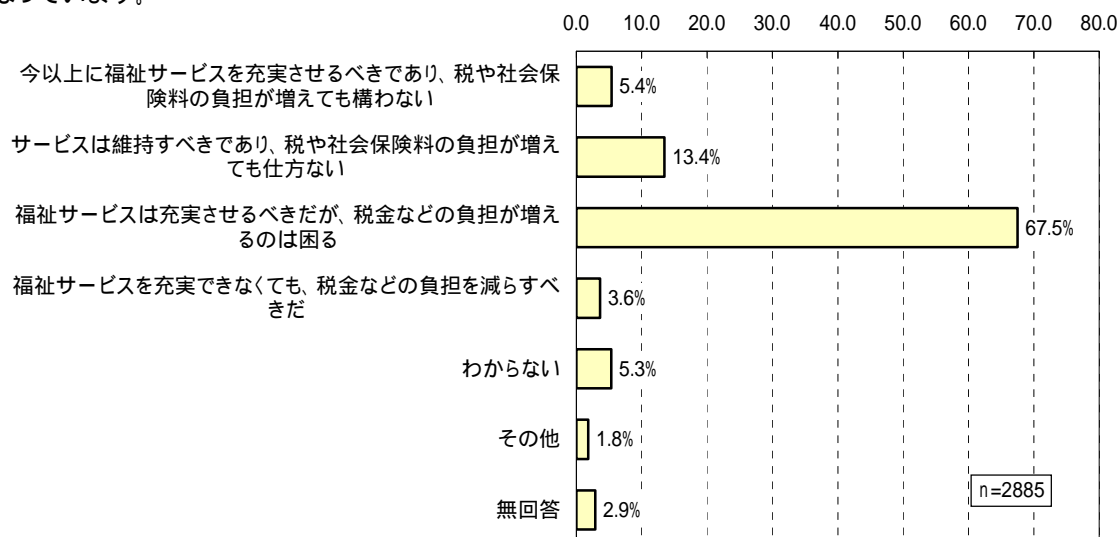
地域での助けあいを活発にするために、どのようなことが重要だと思いますか。
(3つまで回答)

「自治会などを基盤とした地域の支えあいの仕組みづくりの充実」が 34.4%と最も高く、次いで「福祉活動の重要性をもっと PR する」が 30.1%、「身近なところでの相談窓口の充実」が 28.1%となっています。



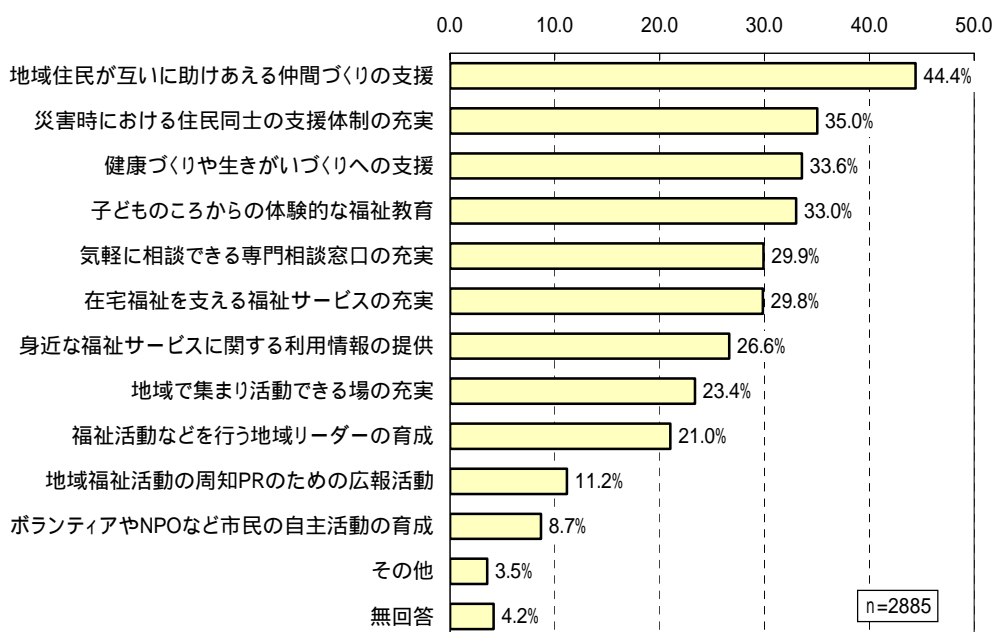
福祉サービスを充実させることと、その財源となる税金などの負担について、あなたの意見に最も近いのはどれですか。

「福祉サービスは充実させるべきだが、税金などの負担が増えるのは困る」が 67.5%と最も高く、次いで「サービスは維持すべきであり、税や社会保険料の負担が増えても仕方ない」が 13.4%、「今以上に福祉サービスを充実させるべきであり、税や社会保険料の負担が増えても構わない」が 5.4%となっています。



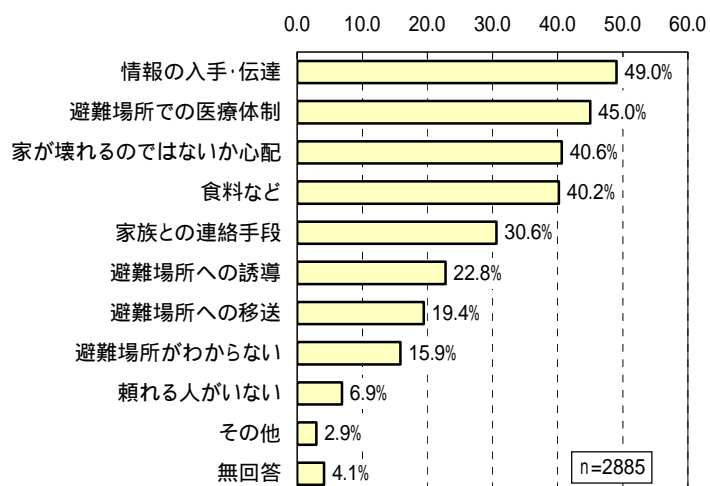
これからの福祉で何に重点をおくべきだと思いますか。(複数回答)

「地域住民が互いに助けあえる仲間づくりの支援」が 44.4%と最も高く、次いで「災害時における住民同士の支援体制の充実」が 35.0%、「健康づくりや生きがいづくりへの支援」が 33.6%となっています。



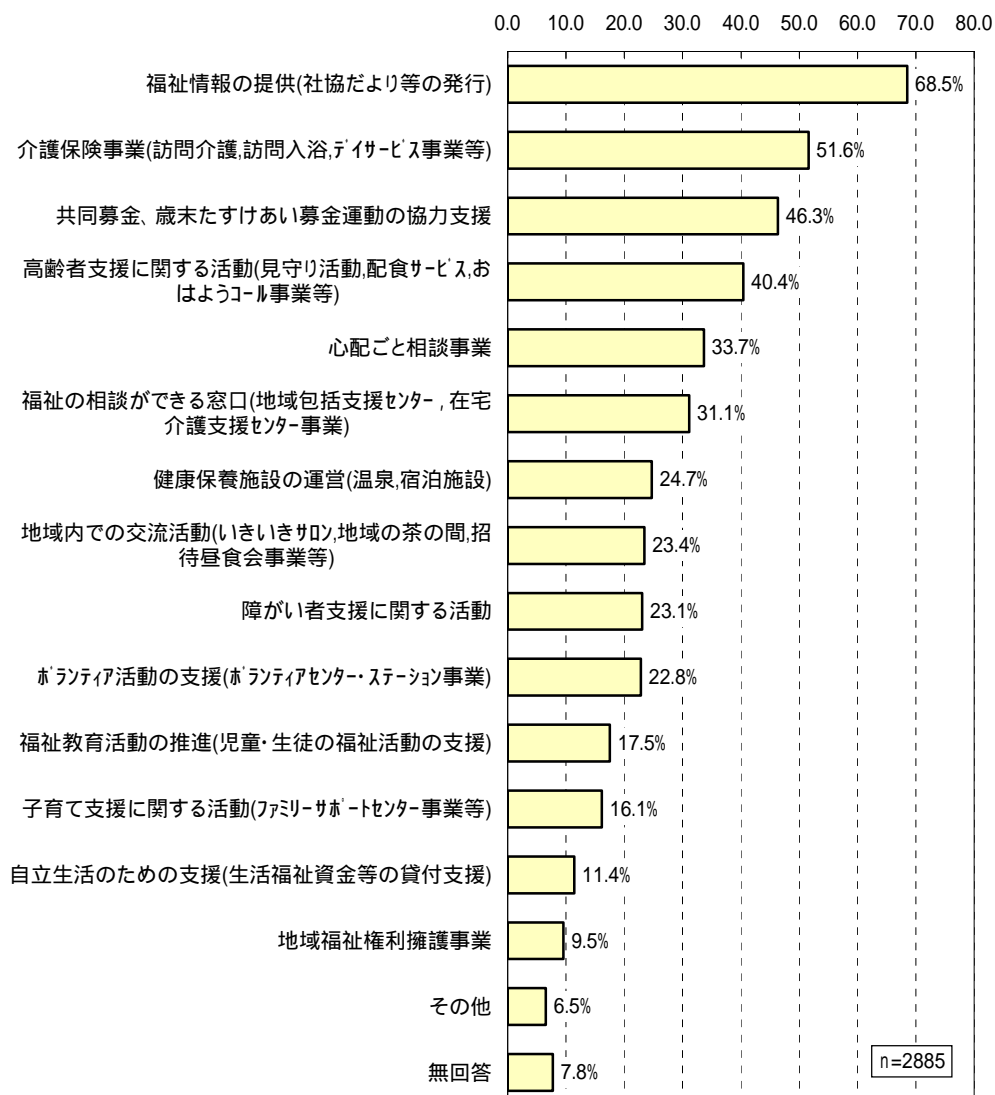
災害時における不安な点についてどのようなことがありますか。(複数回答)

「情報の入手・伝達」が49.0%と最も高く、次いで「避難場所での医療体制」が45.0%、「家が壊れるのではないかと心配」が40.6%となっています。



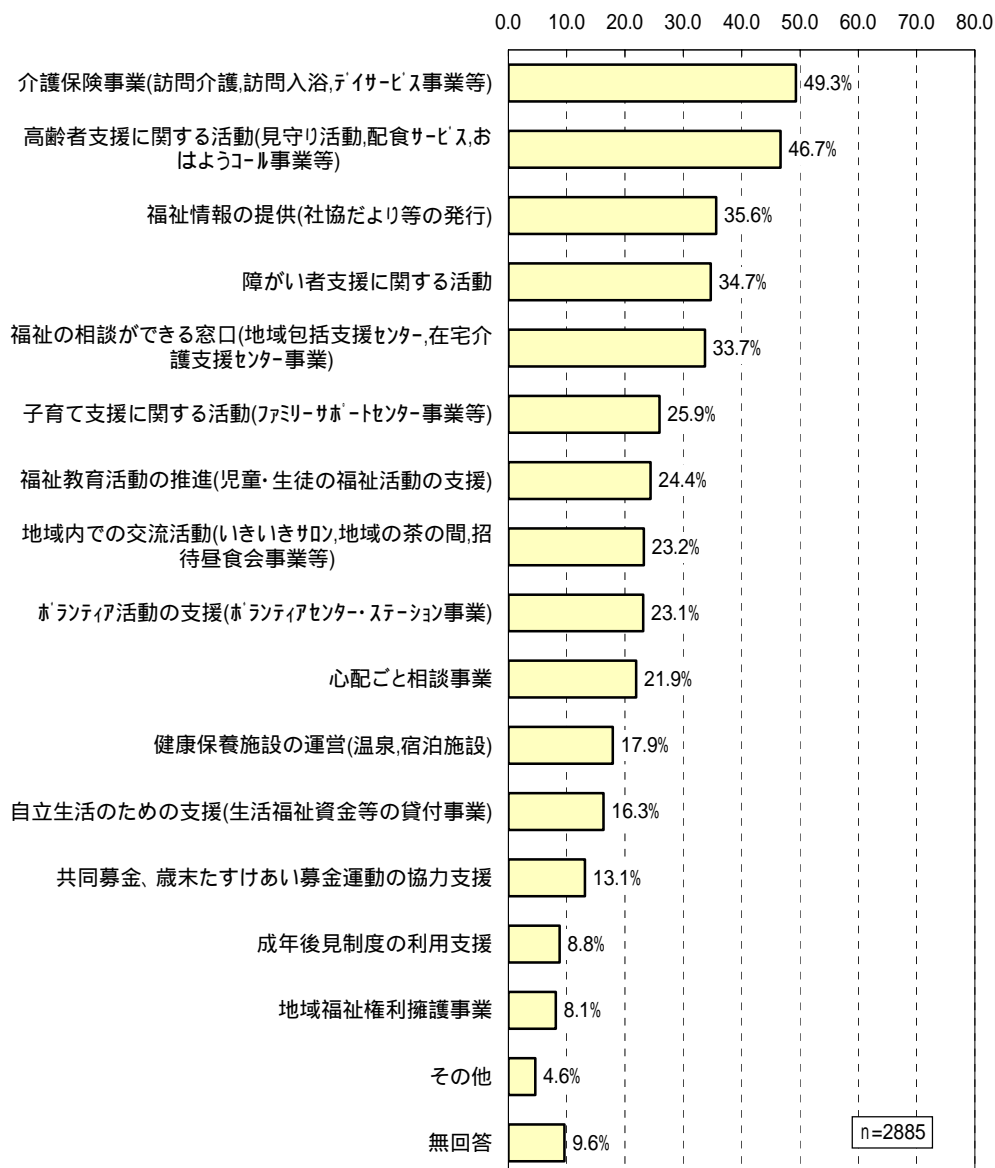
佐渡市社会福祉協議会はどんな仕事を行っているか知っていますか。(複数回答)

「福祉情報の提供(社協だより等の発行)」が 68.5%と最も高く、次いで「介護保険事業(訪問介護、訪問入浴、デイサービス事業等)」が 51.6%、「共同募金、歳末たすけあい募金運動の協力支援」が 46.3%となっています。



社会福祉協議会に期待することは何ですか。(複数回答)

「介護保険事業(訪問介護、訪問入浴、デイサービス事業等)」が 49.3%と最も高く、次いで「高齢者支援に関する活動(見守り活動、配食サービス、おはようコール事業等)」が 46.7%、「福祉情報の提供(社協だより等の発行)」が 35.6%となっています。



佐渡市地域福祉計画

発行 佐渡市福祉保健部社会福祉課
住所 〒952 - 1292
新潟県佐渡市千種232番地
電話 (0259) 63 - 5113
